



豊田市成年後見制度利用促進計画（素案）

～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～

令和元年11月時点

豊田市・豊田市社会福祉協議会

目次

はじめに	1
豊田市成年後見支援センターの支援ノートより	2
計画で使用している用語	4
第1章 計画を作るにあたって	7
1 計画を作る背景	8
(1) 高齢化によって社会と家族がどうなるの?	8
(2) 私たちの生活で当たり前のことって?	10
(3) 豊田市の取組と成年後見制度ってどんな関係があるの?	11
(4) 「後見爆発」って何!?	12
2 様々な法制度や動き	13
(1) 成年後見制度の誕生	13
(2) 高齢者虐待防止法と障がい者虐待防止法の施行	14
(3) 成年後見制度利用促進法の施行と国基本計画の制定	14
(4) 社会福祉法の改正による地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備	15
(5) 認知症施策推進大綱の策定	15
(6) 第1次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画の成果	15
3 計画の役割や策定体制	17
(1) 行政の役割・責務	17
(2) 計画の位置付け	17
(3) 豊田市社会福祉協議会の実践計画としての位置付け	17
(4) 他の計画との関連性	18
(5) 計画の期間	19
(6) 計画の策定体制	20
第2章 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」取り組むべき課題	21
1 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築	22
(1) 市民・地域の現状から	22
(2) 支援者の現状から	23
2 成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる 人づくり・環境づくり	25
3 多機関連携による意思決定支援の充実	26
4 その他、権利擁護支援に関する環境の整備	27
第3章 計画の基本構想	29
1 私たちが目指す「まち」の姿	30
2 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」できること	31

3 取組の体系	35
4 積極的かつ予防的な権利擁護支援を進める体制	36
(1) 中核機関	36
(2) 協議会	36
(3) チーム	37
第4章 具体的な取組・活動を通じた推進	39
第4章の見方	40
基本的な考え方1 包括的な相談支援体制の充実	42
(1) 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	42
(2) 支援者からセンターにつながる仕組みづくり	44
(3) 成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	46
基本的な考え方2 暮らしを支える環境整備	48
(1) 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施	48
(2) 多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	50
(3) 後見人等支援の充実	54
(4) 意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施	56
(5) 地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	58
第5章 さらに体制の充実・強化に向けて	61
第6章 計画の管理体制	65
1 計画の進行管理	66
2 計画の評価体制	66
むすびに	67
豊田市長 太田 稔彦	68
豊田市社会福祉協議会 会長 柿島 喜重	68
資料編	71
1 策定の経過	72
2 調査等の概要	73
3 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱	76
4 豊田市成年後見支援センター定例会運営要領	80
5 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱	85
6 統計情報	88

表紙について

はじめに

豊田市成年後見支援センターの支援ノートより

このノートは、実際に「私たちの豊田市」であった出来事¹を記しています。

私たちは誰もが、「地域で自分らしく暮らし続けたい」と思います。そのため、地域で支え合う社会を豊田市も目指していますが、その一方で、判断能力の不十分な方が置き去りにされるような社会であってはなりません。

こうした社会の実現に向け、本人の意思や権利が守られるために、成年後見制度は重要な制度であり、そして果たす役割は大きいです。

アキ子さんは 80 歳代後半の女性です。ご主人との結婚を機に、豊田市に引っ越してきてから 50 年以上が経ち、明るい街並みと緑豊かな自然あふれる豊田のまちが大好きです。

結婚後すぐに子宝に恵まれましたが、生まれた子どもは手足が不自由でした。アキ子さん夫妻はその子を大変かわいがり、アキ子さんも一生懸命子育てに励んでいました。あたたかい家庭を築いたアキ子さんでしたが、大切なご主人は子どもが小学校に進学する前に突然亡くなってしまいました。

それでも、アキ子さんはめげることなく、そして近所の方や母親友達の声掛けなどもあり、子どもと充実した暮らしを過ごしてきました。

それから、何十年も幸せな日々が続きました。

アキ子さんが 80 歳を迎えた頃、50 歳になった子どもにも先に逝かれてしまいました。突然の出来事であり、地域の方によれば、その悲しみや嘆きは見てもらえない様子だったとのことです。

それからというもの、アキ子さんは世間と一線を引くような暮らしを始めました。

やがて、大声や徘徊を繰り返すなど、近所の方もとても心配していましたが、声をかけることすらもできないようになっていきました。

同じ地域に暮らす民生委員も困りごとを聞きに訪ねてくれましたが、玄関を開けてもらえず、民生委員は地域包括支援センターに相談しました。

地域包括支援センターが何度か訪問し、やっと玄関を開けてもらえることになりました。すると、家の中はゴミだらけ、台所は食事を作れる状況ではない、顔も洗わずお風呂に何か月も入らず、困りごとを尋ねても「帰れ」としか言いませんでした。

アキ子さんは、汚れが付いた大きなぬいぐるみを片時も離さず、しゃべりかけ、抱きしめて毎日を送っていたのでした。

¹ 実際に豊田市成年後見支援センターで支援した事例ですが、個人情報やプライバシーの都合上、現実を損なわない程度に脚色を加えています。また、被後見人本人と後見人にも掲載の了解をいただいています。

しかし、豊田市では、成年後見制度を無理に押し進めることはしません。アキ子さんのように、身近な地域で自分らしく暮らし続けることに向けて、成年後見制度を真に必要とされている方に行き届くための取組を進めていきたいと考えています。

そのために作られたこの計画の一步一步は目立たないかもしれませんが、着実に、そして積極的に権利擁護支援を図るためのものだと思えていただければと思います。

すぐに、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、市役所、そして成年後見支援センターが集まり、アキ子さんにもう一度自分らしく生活してもらうための話し合いをしました。

みんなで色々と確認し合うと、アキさんは受診や服薬をしていませんでした。生活費は皆目わからず、年金も管理できておらず、通帳も印鑑も財布も保険証もすべて紛失していました。料理や掃除を手伝ってくれる人もいませんでした。

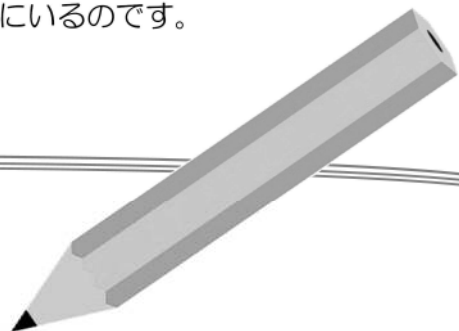
支援者のチームは、アキさんと何度も何度もどう生活していくのかを粘り強く話し合いました。そして、アキさんの強い希望であった「この子（ぬいぐるみ）と一緒にいたい」との思いを尊重することを第一に、支援を受け入れてもらえることになりました。

生活全般の支援をどうしていくのかを地域包括支援センターが考え、病院の受診は認知症初期集中支援チームが支援しました。また、様々な支援サービスの契約や病院の支払いなどお金の管理も必要であることから、成年後見制度を利用することになり、成年後見支援センターは後見人が選ばれるまでに必要な調整と、誰がアキさんの後見人になるとよいかを専門職と一緒に検討して、市役所が具体的な手続きを行いました。

その後、アキさんは後見人と支援者のチームの手助けを受けながら、地域での生活で少しずつ笑顔を取り戻すようになりました。

現在、アキさんは足腰を悪くしてしまったため、施設で生活することになりましたが、普段は施設の方や他の利用者とレクリエーションをしながら笑顔で過ごしており、時折、後見人が顔を見せに来てくれ、その時にする何気ない会話も楽しみにしています。

きれいになった大きなぬいぐるみが優しい瞳で見つめる先には、ほほ笑みを浮かべながら、もう一度穏やかに暮らしているアキさんが、そこにいるのです。



計画で使用している用語

- この計画では、私たちにまだまだ馴染みの薄い「成年後見制度」や「権利擁護支援」という分野を扱っていますので、以下の用語集も参考にしながら、内容を読んでみてください。

	用語	解説
あ	意思決定支援	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人や在宅医療を受けている人などが、その能力を最大限活かして、日常生活や社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることができるように行う、家族・医療・福祉関係者等による本人支援のこと。
	医療同意	医療行為を受けることに同意すること。本人のみが同意できるもので、本来はその家族であっても同意することはできない。
	SDGs (エスディジーズ) (持続可能な開発目標)	「国連持続可能な開発サミット(2015年)」において採択された国際的な開発目標。「誰一人取り残さない -No one will be left behind」を理念として、世界の国々が解決すべき課題に関する17の目標と169のターゲットを設定。
か	協議会	後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し司法・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において、連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体。
	居宅介護支援事業所	在宅で介護が必要な方が、適切に介護サービスを利用できるように、在籍するケアマネジャーが要介護認定の手続きの支援や、ケアプランの作成を行う事業所。
	権利擁護支援	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利を守るために、以下のような目的で行う支援のこと。 ①「人権」としての権利：必要に応じて、適切になされる権利の回復(救済)。 例：老人福祉法第32条等に基づく市長による申立 ②「契約(当事者間の合意)」に基づく権利：必要に応じて、適切になされる権利の行使。 例：福祉サービスや施設入所などの契約
	候補者	成年後見制度の申立書に記載する成年後見人等の候補者のこと。
さ	自己決定権の尊重	成年後見制度を利用する本人の意思決定の支援が適切に行われるとともに、その本人の自発的な思いが尊重されること。
	市長申立	成年後見制度が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立を行うことが難しい場合など、特に必要があるときに市長が申立を行うこと。
	指定特定相談支援事業所	障がい福祉サービスを申請した障がい者に対し、在籍する相談支援専門員がサービス等利用計画の作成や、支給決定後の見直しを行う事業所。
	市民後見人	市民後見人バンク登録者の中から、家庭裁判所によって成年後見人等として選任された市民。

さ	市民後見人バンク登録者	「とよた市民後見人育成講座」の修了者であり、バンク登録を行っている市民。
	受任調整	申立前の段階から、本人の状況等に応じ、適切な成年後見人等の候補者を調整しておくこと。
	障がい者相談支援事業所	障がい者の福祉に関する各種相談や、障がい福祉サービスの利用等に関する支援を行う事業所。また、地域や関係機関と連携を図り、障がいのある方が地域で安心して生活するサポートも実施。
	身上保護の重視	成年後見制度を利用する本人の財産の管理のみならず、その状況を見ながら医療・介護・福祉に関する契約や申請、本人の趣味等に関する契約などを行い、本人らしい生活を整える身上の保護が適切に図られること。
	親族後見人	家庭裁判所より選任された親族による成年後見人等。
	スクリーニング	対象集団の中から対象を選別すること。
	生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、又はその恐れのある人を対象に、自立に関する相談、一定期間の家賃相当額の支給、就労に向けた支援、家計相談などの包括的な支援を行う事業。
	生活支援員派遣事業	市内に居住し、家族等の支援が期待できない在宅で生活をしている身体障がい者、身体の不自由な高齢者、生活困窮者自立支援プラン決定者を対象に、日常生活に必要な各種手続き、日常的金銭管理、預貯金通帳等の重要書類の預かりを行う事業。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない本人について、財産管理、生活に必要な福祉サービスや施設入所等に関する契約締結などを行うことで、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を支援する制度。
	専門職	この計画においては、弁護士、司法書士、社会福祉士を示す。
	総合相談体制	包括的な支援体制の構築に向けて、豊田市で採用している仕組み。対象者を限定せず、世帯全体で生じる困りごとを受け止め、必要な支援に結び付けること。
た	第8次豊田市総合計画	今後の豊田市が目指す「まちづくり」の方向性を明らかにし、その実現に向けた取組を市民と共働で進めるための最も基本となる計画。平成29年3月策定。
	地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
	地域包括支援センター	高齢者やその家族の総合相談窓口。高齢者の介護や福祉に関する各種相談や、介護保険等の申請代行を行うとともに、要支援者等の介護予防ケアマネジメントを行う。
	地域連携ネットワーク	「①権利擁護支援の必要な人の発見・支援、②早期の段階からの相談・対応体制の整備、③意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の役割を担う保健・医療・福祉・司法等の連携の仕組み。

た	チーム	本人に身近な家族、福祉・医療、地域等の関係者による既存の支援体制に、法的な権限を持つ成年後見人等が参加し、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。
	中核機関	様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・協働の推進役を担う、地域連携ネットワークの中核となる機関。地域の権利擁護支援の全体構想を設計する「司令塔」、協議会を運営する「事務局」、成年後見制度の利用に関する検討・専門的判断を担保する「進行管理」の役割を担う。
	超高齢社会	65 歳以上の人口の割合が全体の人口の 21%以上を占めている社会
	豊田市地域福祉計画・ 豊田市地域福祉活動計画	「誰もが安心して自分らしく生きられる支え合いのまちづくり」を目指す行政による基本計画と、住民が主体となった地域福祉活動を実践するための方針を示した社会福祉協議会による住民活動計画を一体的に策定したもの。
な	日常生活自立支援事業	市内に居住し、日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方を対象に、日常生活に必要な各種手続き、日常的金銭管理、預貯金通帳等の重要書類の預かりを行う事業。
	任意後見制度	十分に判断できるうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおく制度。
	ノーマライゼーション	成年後見制度を利用する本人が、他の方と同じように基本的人権を有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障されること。
は	法人後見	社会福祉法人などの法人格を有する法人が成年後見人等を受任し、財産管理や身上保護を行うこと。
	法定後見制度	法定後見制度は、本人の判断能力などに応じて後見、保佐、補助の 3 類型に分かれる。家庭裁判所に選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考え、家庭裁判所から付与された代理権（本人を代理し行う法律行為）、同意権（本人自身が行う法律行為に同意する）、取消権（本人が同意無く行った不利益な法律行為を後から取り消す）を行使し、本人を保護、支援する制度。
ま	身元保証	「①緊急の連絡先に関すること、②入院支援計画やケアプラン等への同意、③入所・入院に必要な物品の準備に関すること、④利用料や医療費等に関すること、⑤退所・退院支援に関すること、⑥死亡時の遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること」を担う機能。（「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」より）
	申立支援	弁護士法にも司法書士法にも反しない程度で、本人や親族が行う 1 回限りの申立行為に対し、書き方の助言、必要書類等の確認といったセンターが無償で行う支援。

第 1 章 計画を作るにあたって

この計画を作る意味を、もう少し考えてみたいと思います。
この計画は、支え合う「まち」において、どんな役割を果たすのでしょうか。

第 1 章では、豊田市における「成年後見制度利用促進計画」の必要性や、関連する法制度、計画の策定体制などについて説明します。

▶ 内容

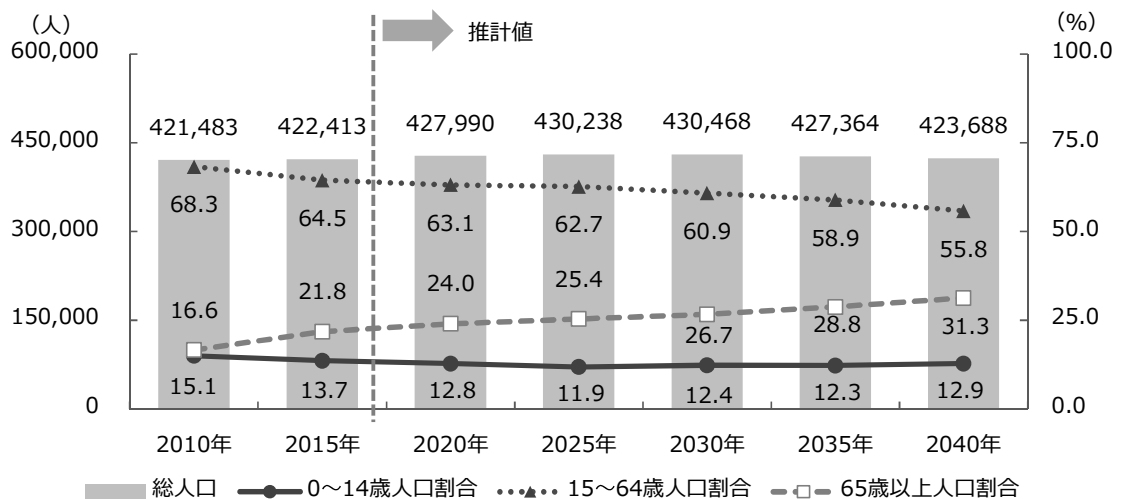
- 1 計画を作る背景
- 2 様々な法制度や動き
- 3 計画の役割や策定体制

1 計画を作る背景

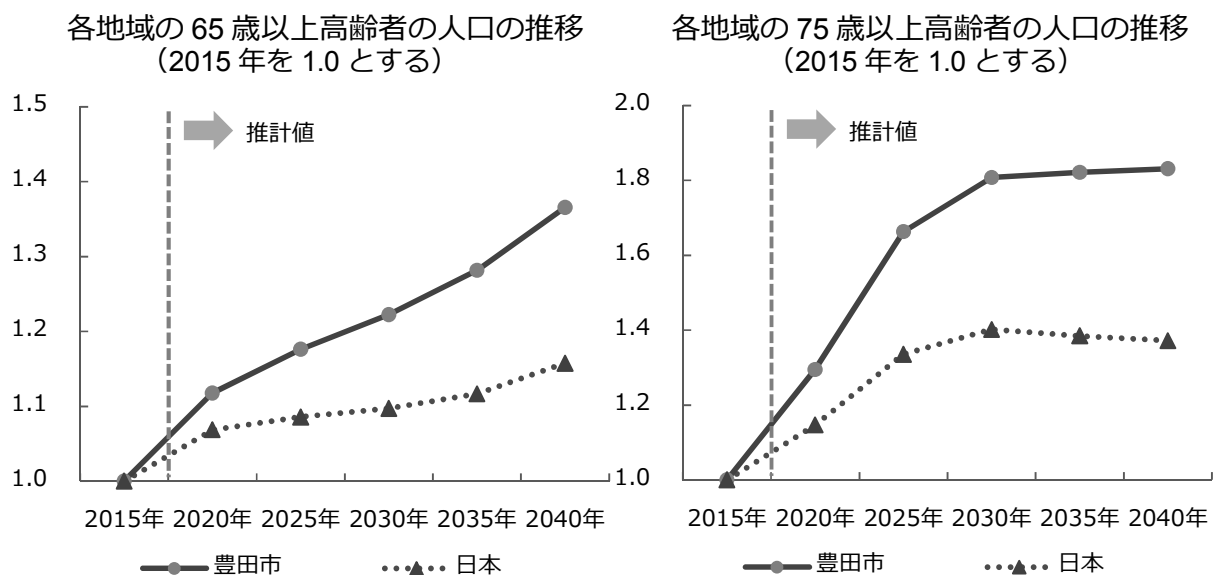
(1) 高齢化によって社会と家族がどうなるの？

- 世界的な自動車産業の拠点として発展してきた豊田市と、この「まち」に暮らす私たちは、これから超高齢社会での生活に適応していく必要があります。では、「まち」全体はどのように変化し始めているのでしょうか。はじめに、豊田市の“これまで”と“これから”について見てみましょう。
- 豊田市は2030年頃をピークに人口が減少することが見込まれています。加えて、“これまで”「まち」として若かった分、他市と比べて高齢者数が“これから”急増すると予測されています。また、家族の形も大きく変化しており、ひとり暮らしの高齢者世帯の数が増えてきています。

■グラフ1：豊田市における人口動態・高齢化率の推移

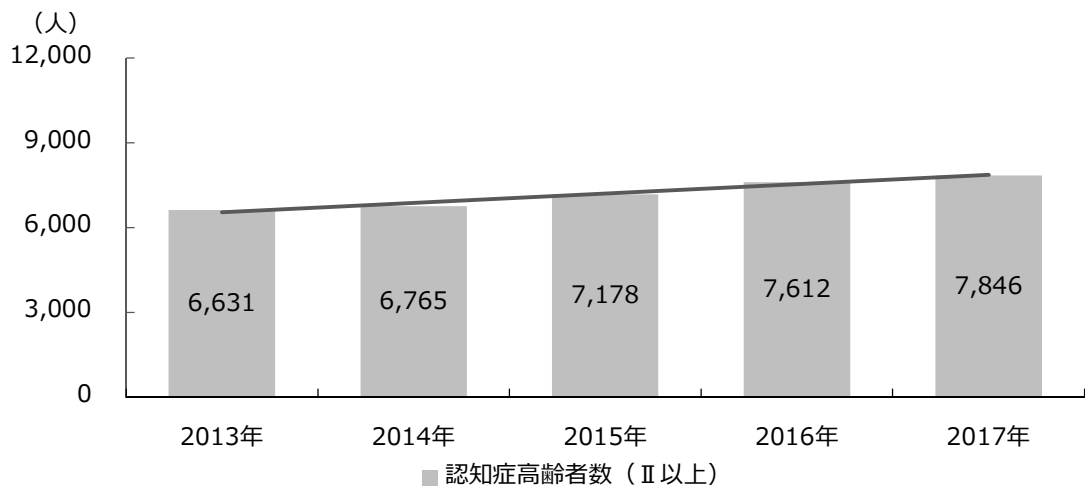


■グラフ2：豊田市における高齢者数の推移

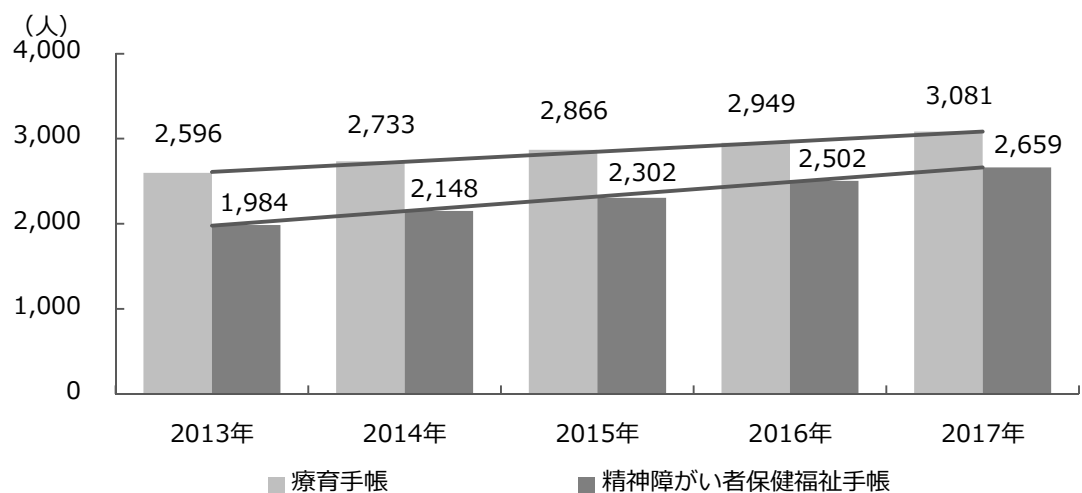


- また、高齢者の増加と比例して、認知症高齢者の増加も見込まれています。さらに、知的障がい、精神障がいのある人も増加しています。

■グラフ3：豊田市における認知症高齢者数の推移

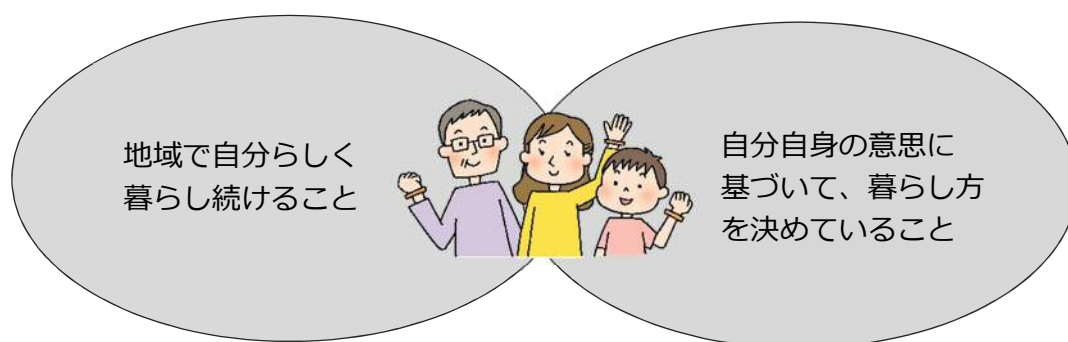


■グラフ4：豊田市における療育手帳所持者数、精神保健福祉手帳所持者数の推移



(2) 私たちの生活で当たり前のことって？

- 続いて、私たちの日々の生活についても振り返ってみましょう。
- 私たちは、身近な地域の中で様々な人と関わり、様々な活動に参加し生活しています。このような活動を通じて、私たちは自分らしさを実現していますし、お互いに認め合っています。つまり、「地域で自分らしく暮らし続けること」が、私たちの生活における基本的な考え方であるといえます。
- また、私たちは、「今日は〇〇を食べたい」「次の休みに〇〇まで旅行に行こう」など日々の生活をするために、給料や年金をどのように使い、どのように貯めようかなどを考えます。さらに、困りごとを抱えた場合でも、医療・介護・福祉などの社会サービスを利用して解決を図ります。
- これらのことから、「自分自身の意思に基づいて、暮らし方を決めていること」も、大切な考え方であることがわかります。



- これら基本的な暮らし方がある中で、認知症や知的・精神障がいがある方（以下、「本人」と言います。）は、本人の状況・状態と取り巻く環境によって、様々な困りごとを抱えていることがあります。この解消に向けて、“これまで”は、家族による支えが中心であったと言われていましたし、それが難しくなった際には、施設への入所や長期入院せざるを得なかったとも言われています。



- では、社会や家族の形が大きく変わりつつある“これから”の時代において、本人は、誰しもが望む暮らしを続けられるのでしょうか・・・また、うまく物事の判断ができず、生活の支えとなるサービスの利用などが適切に利用できないと、本人の生活はどうなってしまうのでしょうか・・・

- このような状況が生まれないように、そして自分らしく充実した生活を続けるためにも、本人・家族・同じ地域に住む人・同じ地域で活動する人などすべての市民が支え合い、意思を尊重し合いながら、地域で暮らすことのできる社会（地域共生社会）が必要です。豊田市もこのような「まち」を目指していきます。

（３）豊田市の取組と成年後見制度ってどんな関係があるの？

- こうしたまちづくりに向けて、豊田市では「第 8 次豊田市総合計画」や「豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」に基づき、市民や色々な関係者と様々な取組を共働で進めてきました。さらに、平成 30 年 6 月からは、「SDGs 未来都市」に選定され、持続可能な開発目標の達成に向けた取組を先導的に進めています。
- これら様々な取組の中では、成年後見制度を必要とする本人が制度を適切に利用できるように、私たちの地域社会の仕組みを整えることも重要であると、豊田市では考えています。
- 成年後見制度は、①ノーマライゼーション、②自己決定権の尊重、③身上保護の重視を理念としています。また、本人の権利を守る援助者（成年後見人、保佐人、補助人。以下、「後見人等」と言います。）を選び、その判断能力を補うことにより、本人を支援することのできる制度です。
- 制度を利用することで、本人が大切にしてきた趣味や楽しみを継続できたり、医療・介護・福祉などの支援を適切に受けられたり、住民間での支え合いを感じることができるようになります。つまり、身近な地域で安心して自分らしく暮らすことの実現のために、成年後見制度は大変重要な役割を果たす制度だと考えることができます。
- しかし、超高齢社会を迎えた豊田市ですが、1 年あたりでみると、“これまで”成年後見制度を新たに利用する方は、ほとんど増えていない状況でした。
- そこで、豊田市では、対象者を限定せず世帯全体を捉えた個別支援の充実と、支え合いの地域づくりを中心とした包括的な支援体制づくり²の中で、権利擁護支援の中核を担う機能として、平成 29 年 7 月、豊田市成年後見支援センター（以下、「センター」と言います。）を設置しました。

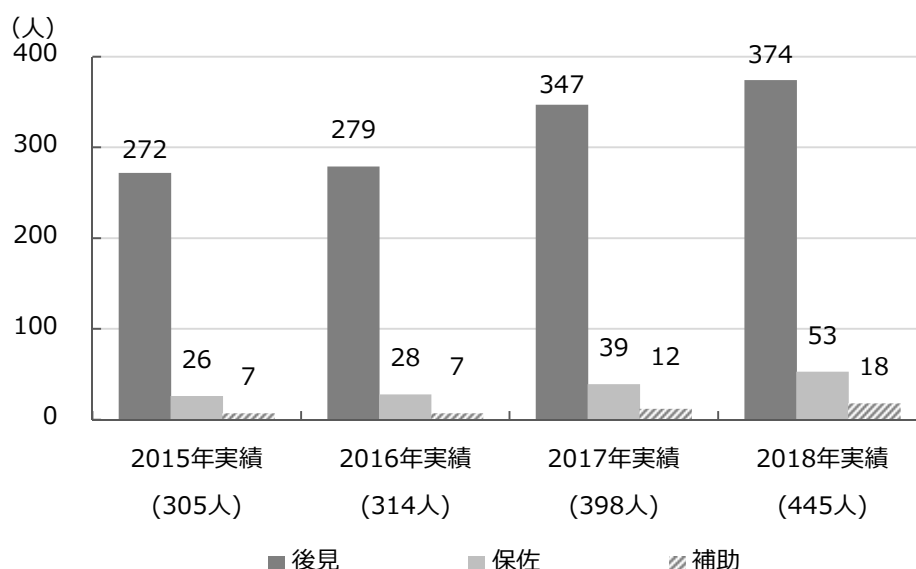


² 対象者別の相談対応に横串を指す役割を担う福祉総合相談課の設置や、世帯で抱える困りごとを身近な地域で相談できる窓口の開設、支援の調整と地域への働きかけを担うコミュニティソーシャルワーカーの配置などにより推進しています。

(4)「後見爆発」って何!?

- センター設置以降は、平成 29 年度は 296 名/延 2,566 回、平成 30 年度は 273 名/延 2,046 回と数多くの相談があり、その結果、制度を利用する方も年々増えてきています。このように、豊田市ではセンターの開設により、成年後見制度が必要な本人のニーズを受け止め、制度利用までつなげることができるようになりました。
- しかし、高齢者数が急増する豊田市では、今後も成年後見制度の利用に対する非常に高いニーズが想定されます。“これまで”成年後見制度を利用してきた約 450 人と、調査でわかった“これから”成年後見制度の利用が必要な約 660 人を合わせ、1,100 人を超える爆発的な社会ニーズ、いわば「後見爆発」の状況に対して、地域全体でどのように受け止めるかが重要になっているのです。

■グラフ 5：豊田市民の成年後見制度の利用状況（各年 12 月末時点）



出典：名古屋家庭裁判所提供データ

以上の状況から、豊田市においては、権利擁護支援に関する私たちの地域社会の仕組みについて、どのように段階的・計画的に整えるか、その方向性を示すべき段階にありますので、この計画を作りました。

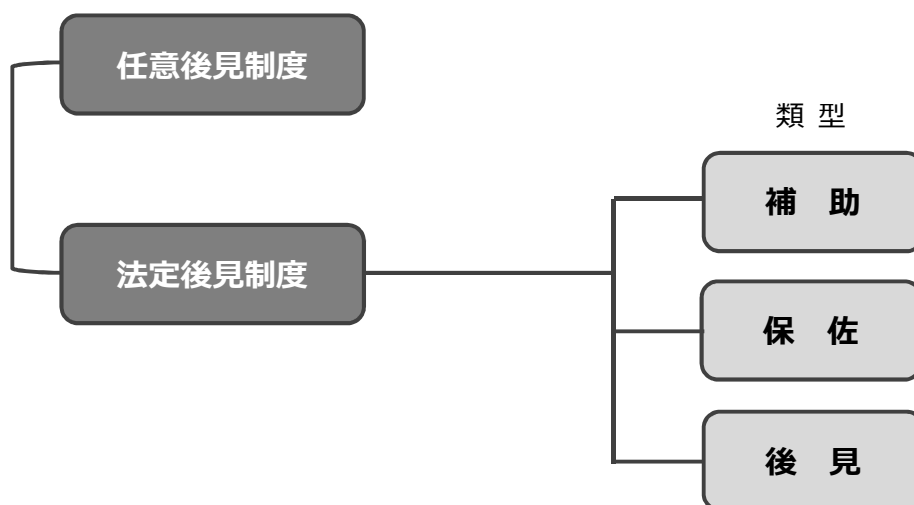
2 様々な法制度や動き

権利擁護支援に関する私たちの地域の仕組みを考えるにあたっては、その前提となる様々な法制度や動きを知る必要があります。豊田市においても、需要の高まりに対し、どのように対応していくのかといった単なる捉え方ではなく、制度の理念などもあわせて、地域社会の仕組みの中に取り入れていく必要があります。

また、豊田市では、「第1次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」を振り返り、地域共生社会の実現に向けては、「包括的な相談支援体制の充実」と「権利擁護支援の推進」について、より一層力を入れていく必要があると考えています。

（1）成年後見制度の誕生

- 平成12年、介護保険制度と車の両輪になるべく、民法の禁治産制度・準禁治産制度に代わる制度として生まれました。誕生の背景としては、それまで介護・福祉サービスが行政処分として導入されていましたが（措置）、介護・福祉サービスが自己選択、自己決定、自己責任の「契約」によって利用する仕組みになり、「契約」を支援する仕組みが必要となったからです。
- これにより、①十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人に代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく「任意後見制度」、②「補助」を加えて3類型からなる「法定後見制度」、③同意権・取消権、が創設されました。
- また、同年には、「老人福祉法」・「知的障がい者福祉法」・「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」に、市長申立権が規定されました。



理念：①ノーマライゼーション ②自己決定権の尊重 ③身上保護の重視

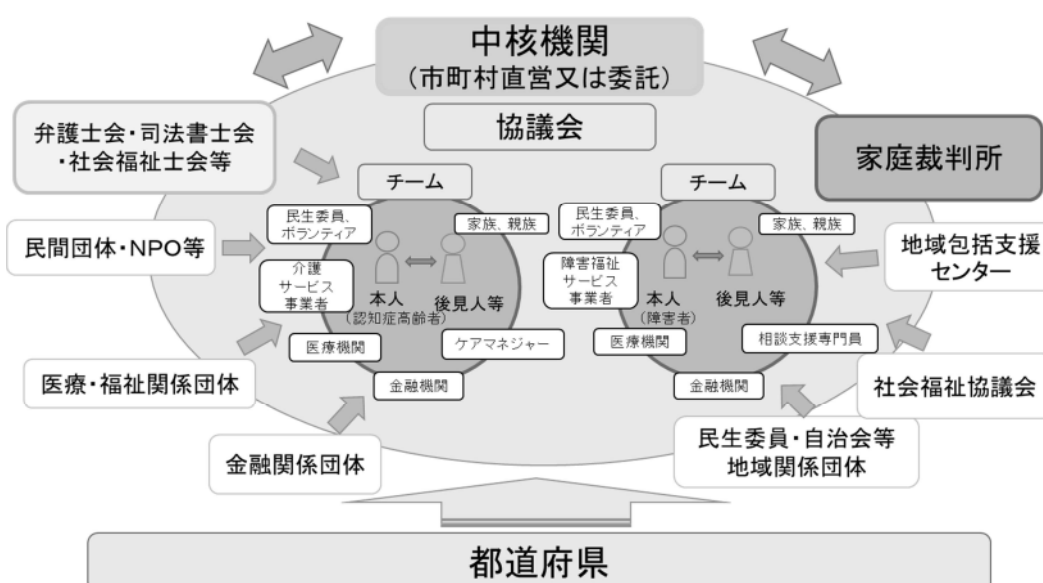
(2) 高齢者虐待防止法と障がい者虐待防止法の施行

- 高齢者や障がい者の権利擁護を目的として、虐待の防止や早期発見・早期対応、養護者の支援を図るため、平成 18 年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成 24 年に「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。
- これらの法律では、市長申立による成年後見制度の利用を通じた虐待の防止や保護、自立の支援、そして成年後見制度の周知や利用に係る経済的な負担の軽減といったことが求められています。

(3) 成年後見制度利用促進法の施行と国基本計画の制定

- 地域共生社会の実現に資するため、重要な手段でありながら必要な人に十分利用されていなかった成年後見制度に関して、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。また、この法律に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が、平成 29 年に閣議決定されました。
- これらによって、どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、チーム・協議会・中核機関からなる「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築が求められています。地域連携ネットワーク及び中核機関では、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援の 4 つの機能を果たすことが必要になり、これらにより⑤不正防止効果も生じるとされています。
- また、こうした地域全体の体制を段階的に整備するため、市町村に対して計画を策定することも求められています。

■ 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



出典：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

(4) 社会福祉法の改正による地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備

- 社会福祉法の一部が改正され、平成 30 年に施行されました。地域共生社会を実現するために、制度の狭間で課題を抱える人や、複合的な課題を持つ世帯を、適切な支援につなげられるような地域をつくることが求められています。
- また、複合的な課題を抱えている人や世帯は、社会的に孤立していることも多くなっています。その場合、本人と周囲との社会的なつながりを広げていくことも大切です。このため、住民同士が支え合う関係性をつくることが求められ、それが地域のセーフティネットになっていきます。
- 成年後見制度の利用が必要な本人は、自ら SOS の声を上げることができない場合も多く、また、抱える課題が多岐にわたることもあることから、数々の支援機関や地域の関係者が連携して対応する必要があるため、このような全体的な仕組みづくりの中で、権利擁護支援を捉えていく必要があるといえます。

(5) 認知症施策推進大綱の策定

- 認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取組を進めるため、令和元年に「認知症施策推進大綱」が取りまとめられました。認知症バリアフリーの推進においては、「成年後見制度の利用促進」が位置付けられています。

(6) 第 1 次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画の成果

- 平成 27～31 年度の 5 か年計画である「第 1 次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」において、「総合的な権利擁護のための体制を整備していく」という施策の方向性が示されており、これによりセンターを設置しました。
- 今後も、この方向性を受け継いで、さらなる体制強化を進める必要があると考えています。



Pick Up

障がい者の権利に関する条約

～ もともと持っている自分らしさを大切に ～

この条約は、障がい者の権利を実現するために、各国のすべきことが決められており、日本は平成 26 年に締結しています。条約の中では、「障がい」は本人ではなく社会が作り出しているという考え方（社会モデル）が採用されています。この考え方は、地域の仕組みを整えることによって、本人の権利擁護支援を進めるという、この計画の姿勢と一致します。

そして、条約では、障がいを理由とするすべての差別の禁止³や、障がいのある本人は法的能力を持ち、そして本人の権利や意思、好みが尊重されること⁴、平等で自立した生活と地域社会で共に暮らすこと⁵などが求められています。

また、障がい者の困りごとをなくしていくために、周りの人たちがすべき無理のない配慮である「合理的配慮」についても定められていますが、「意思決定支援」もこの一部だと捉えることができます。

この計画においても、本人の権利擁護支援を進めるにあたり、意思決定支援や地域生活の重要性を意識していきたいと思います。

³ 障がい者権利条約 第 5 条 平等及び無差別

⁴ 障がい者権利条約 第 12 条 法律の前にひとしく認められる権利

⁵ 障がい者権利条約 第 19 条 自立した生活及び地域社会への包容

3 計画の役割や策定体制

(1) 行政の役割・責務

- この計画の考え方や理念を実現するためには、豊田市という「まち」に住む私たちや関係者が、それぞれ主体的に取り組んでいく必要があります、その主導を行う役割が行政にあります。
- 行政の責務は、元々、「住民の福祉の増進を図ること」です。保護的な対応だけでなく、この計画に位置付けられた積極的かつ予防的な権利擁護支援の取組を推進することにより、判断能力が不十分であろうとなかろうと、すべての市民がいつまでも安心して暮らすことのできる地域社会の実現につながります。

(2) 計画の位置付け

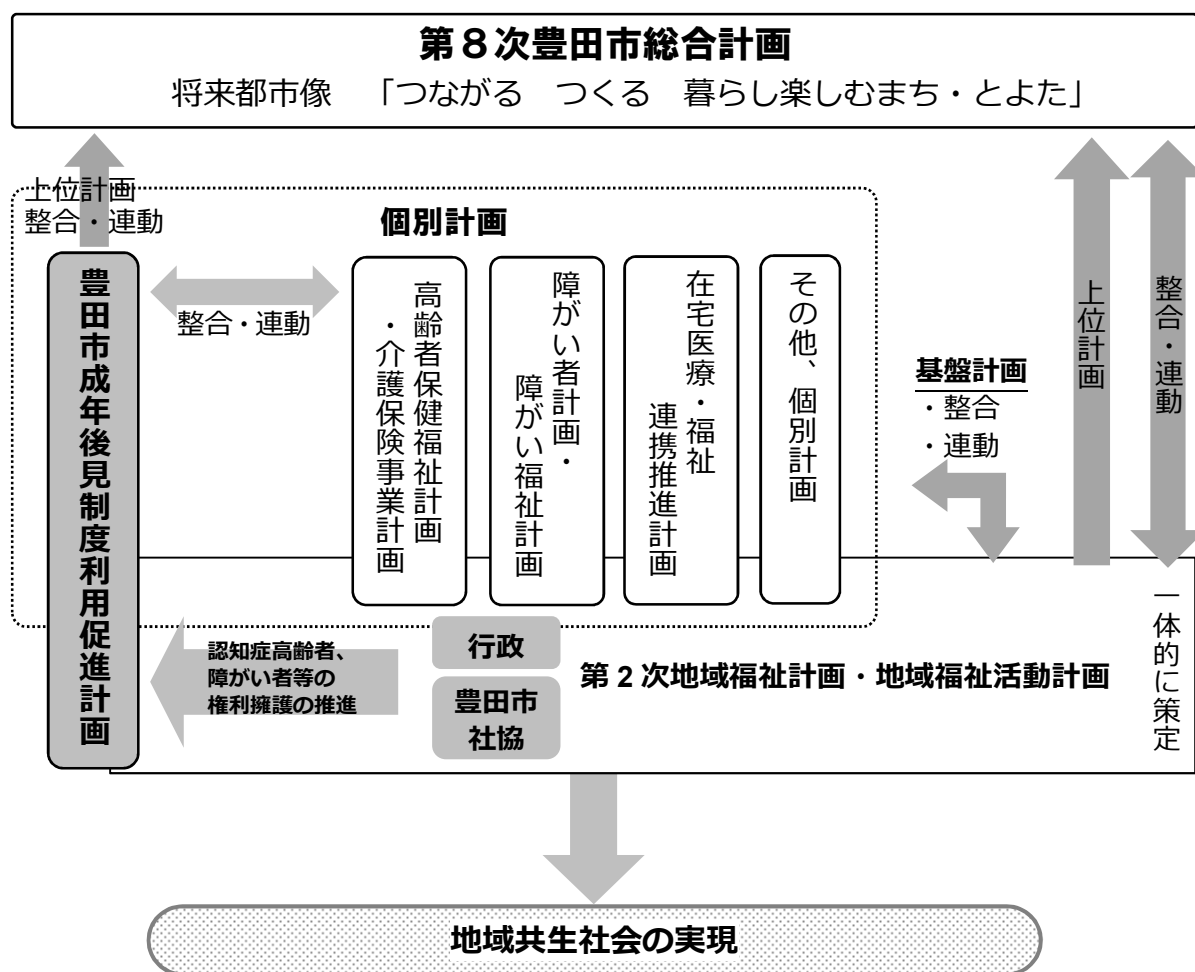
- この計画は、第8次豊田市総合計画の重点施策である「超高齢社会への適応」に向け、成年後見制度など権利擁護支援の充実に向けた考え方や取組を示す位置付けの計画です。
- そして、社会福祉法に規定される「地域福祉計画」及び住民が主役の地域福祉活動を実践するために社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」の考え方を根幹とし、両計画における権利擁護支援に関する具体的な実行を果たす役割を担います。
- また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の第14条に規定される「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）」としても位置付けられます。

(3) 豊田市社会福祉協議会の実践計画としての位置付け

- 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に規定された団体であり、協議体の事務局としての機能を活かして、これまで多様な主体の参加と協力を仰ぎながら、様々な福祉に関する取組を進めてきました。
- 「まち」全体での権利擁護支援の充実に向けては、社会福祉協議会が推進する住民の福祉活動や福祉教育活動との連携、そして法人後見や日常生活自立支援事業などを合わせて充実させていく必要があります。
- 豊田市社会福祉協議会として、これから計画的・段階的に権利擁護支援に関する取組を推進していく必要があるといえますので、この計画は豊田市社会福祉協議会の実践計画としての位置付けも持つものとします。

(4) 他の計画との関連性

- この計画は、「豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「豊田市障がい者ライフサポートプラン（障がい者計画・障がい福祉計画）」、「豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」等、他の行政計画との整合を図っており、これにより具体的な事業や取組の実効性の担保や着実な進行管理が実施できます。



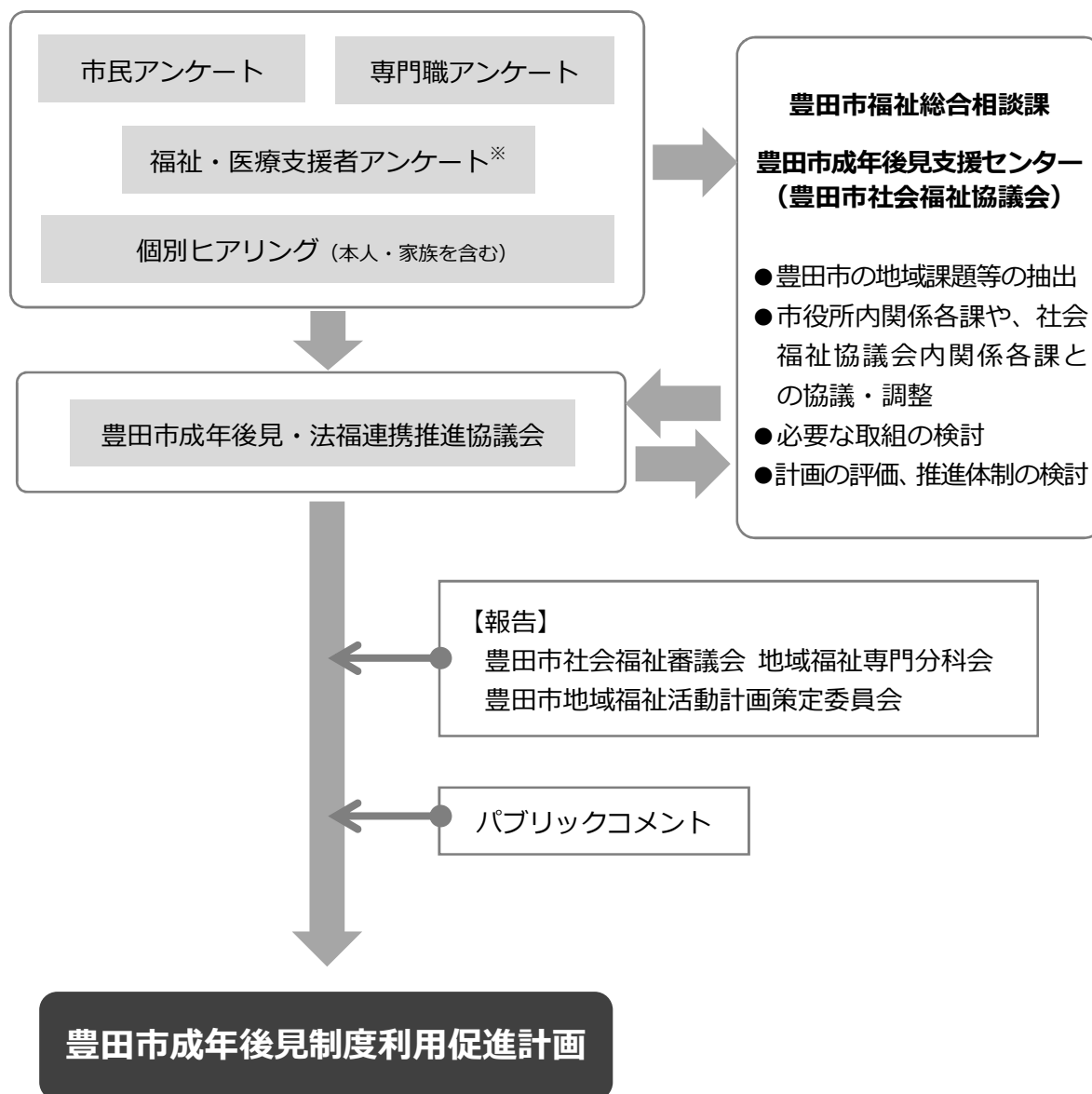
(5) 計画の期間

- この計画の期間は、基盤となる「第2次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」と合わせて、令和2年度から令和7年度までの6年間とします。
- また、計画期間の中間年である令和4年度には、各取組の進捗状況を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。その他、各種法制度の改正により、重要な見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。

(年度)	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
	2020	2021	2022	2023	2024	2025
豊田市成年後見制度 利用促進計画	6年間					
【国】成年後見制度利用 促進基本計画	現行計画期間		次期計画期間			
豊田市総合計画	第 8 次・ 前期 実践計画	第 8 次・後期実践計画				第 9 次
豊田市地域福祉計画・ 豊田市地域福祉活動計画	第 2 次					
豊田市高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第 7 期	第 8 期			第 9 期	
豊田市障がい者計画 (障がい者ライフサポートプラン※)	LSP※ 2015	次期計画期間				
障がい福祉計画	第 5 期	第 6 期			第 7 期	
豊田市在宅医療・ 福祉連携推進計画	現行計画期間				次期計画期間	

(6) 計画の策定体制

- この計画は、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」を協議の場とし、具体的な検討を行いました。また、アンケートや個別ヒアリング、パブリックコメントの実施を通じて、本人・家族や市民、関係者等の意見を取り入れて策定しました。



※日本福祉大学権利擁護研究センター（代表研究者：平野 隆之）が行った、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業「市町村における成年後見制度利用促進の計画化の方法に関する調査研究事業」の一環として実施。

第2章 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」 取り組むべき課題

では、権利擁護支援に関する地域の仕組みを整えていくために、私たちはどういったことに取り組む必要があるのでしょうか。

第2章では、アンケート調査や関係者ヒアリング、そしてセンターの実践を踏まえて、4つの観点から、私たちが今後取り組む必要があると設定した課題について説明します。

▶ 内容

- 1 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築
- 2 成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる人づくり・環境づくり
- 3 多機関連携による意思決定支援の充実
- 4 その他、権利擁護支援に関する環境の整備

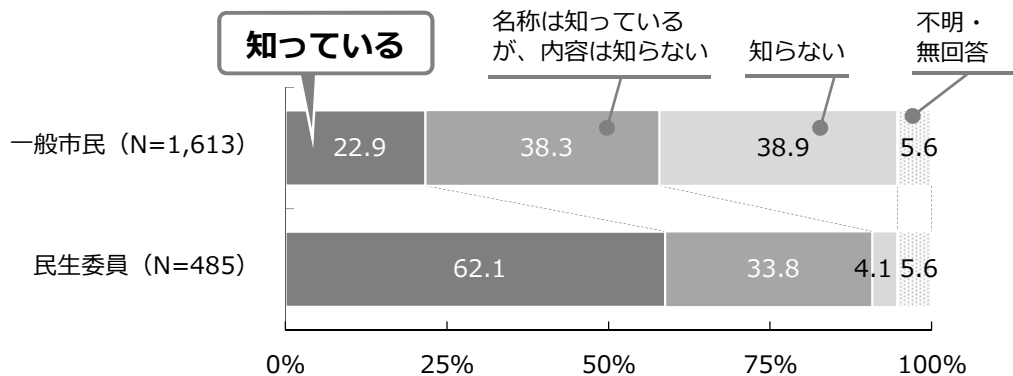
1 成年後見制度の利用までスムーズにつながる総合相談体制の構築

(1) 市民・地域の現状から

成年後見制度に対する認知度は、民生委員では6割を超えますが、市民は約2割に留まっています。

地域の身近な相談相手であり、地域での見守りを行う民生委員に対して、成年後見制度の広報啓発を進めてきたこともあり、認知度は約62%と比較的高い。一方で、一般市民の認知度は約23%に留まる。

■成年後見制度の認知度

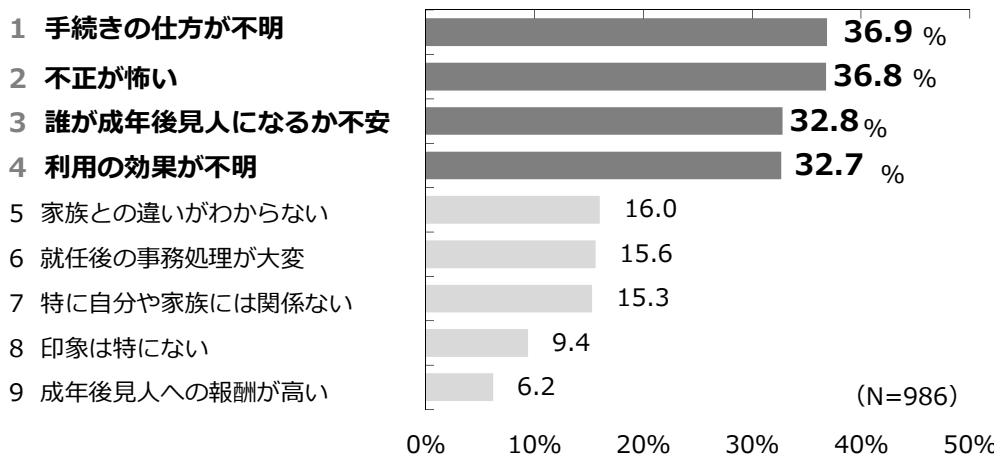


出典：豊田市（2018）「地域福祉に関する市民アンケート調査」

成年後見制度の意義や利用の効果について、正しく理解することが求められています。

市民の成年後見制度に対する印象は、「手続きの仕方がわからない」、「不正が怖い」等が上位となっている。

■市民の成年後見制度に対する印象



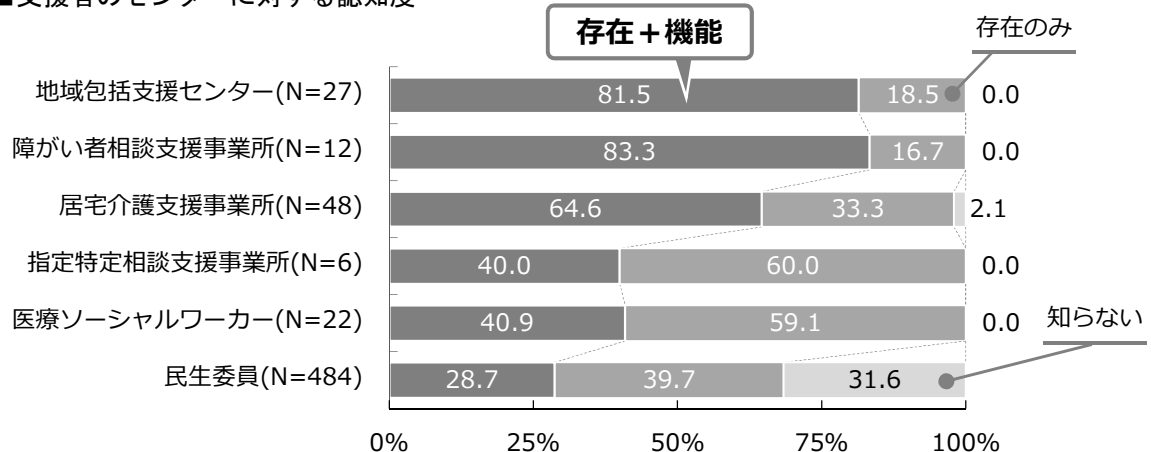
出典：豊田市（2018）「地域福祉に関する市民アンケート調査」

(2) 支援者の現状から

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所におけるセンターの認知度は高い一方、他の支援者における認知度の向上が必要です。また、制度について、支援者の正しい理解が求められます。

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所におけるセンターの認知度は8割を超えているが、居宅介護支援事業所・指定特定相談支援事業所・医療ソーシャルワーカーについては、センターの具体的な機能までの理解が十分ではない。

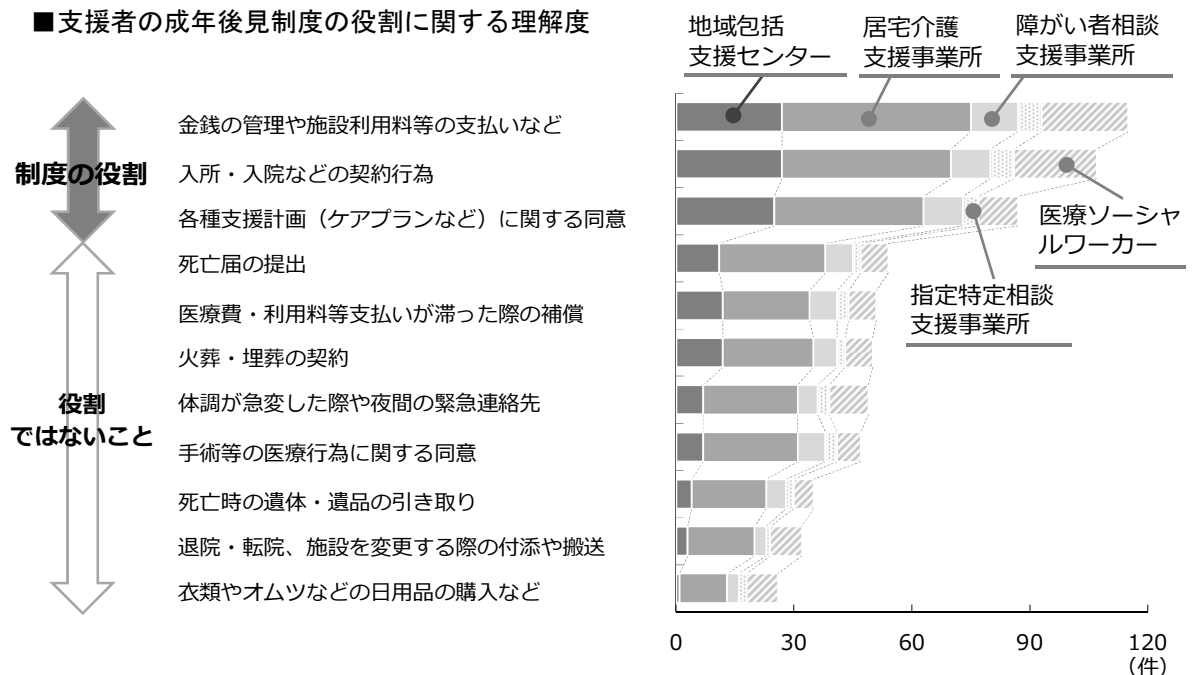
■支援者のセンターに対する認知度



出典：豊田市（2018）「地域福祉に関する市民アンケート調査」及び豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

「金銭等の管理」や、「入所・入院などの契約行為」、「各種支援計画への同意」といった成年後見制度の本来の役割については理解が進んでいるが、制度の役割ではない行為までも、その役割だと認識してしまっている。

■支援者の成年後見制度の役割に関する理解度



出典：豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所ではセンターへのつながりが一定程度できている一方、他の支援者では対応のバラツキが見られます。

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所では相談対応があった際には、センターにつなげている割合が高いが、その他は対応がまちまちとなっている。

■成年後見制度に関する相談があった場合の支援者の対応状況

地域包括支援センター (N=27)	障がい者相談支援事業所 (N=12)	居宅介護支援事業所 (N=48)
1 センターにつなげる (63.0%)	1 センターにつなげる (75.0%)	1 地域包括支援センターにつなげる (44.0%)
2 制度説明+センターの紹介 (29.6%)	2 制度説明+センターの紹介 (16.7%)	2 センターにつなげる (28.0%)
3 その他 (7.4%)	3 その他 (8.3%)	3 制度説明+センターの紹介 (18.0%)

指定特定相談支援事業所 (N=5)	医療ソーシャルワーカー (N=22)
1 制度説明+センターの紹介 (33.0%)	1 未対応、対象者なし (36.4%)
1 センターにつなげる (33.0%)	2 制度説明のみ (27.3%)
3 制度説明のみ (16.7%)	3 制度説明+センターの紹介 (7.4%)
3 障がい者相談支援事業所につなげる (16.7%)	3 センターにつなげる (7.4%)

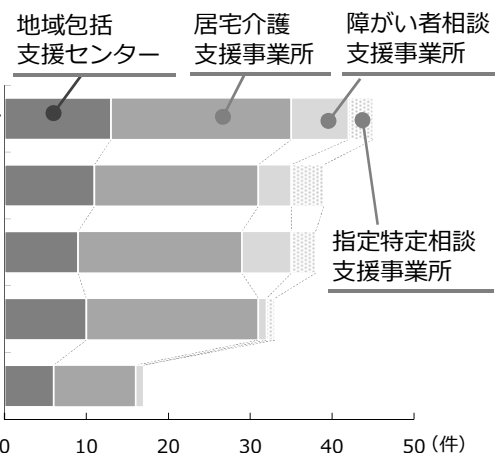
出典：豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

センターにつなげるべきケースの目安の提示や、勉強会・研修等の開催に関する期待が高くなっています。

支援者からは、センターにつなげるべきケースの目安の提示、法律専門職等との勉強会や職員向け研修の開催等の充実が求められている。これらのニーズに応えることで、成年後見制度利用までスムーズにつながる体制を構築することができる。

■成年後見制度に関して支援者が充実してほしいこと
(上位5つのみ掲載)

- 1 センターにつなげるべきケースのチェックリストやガイドライン
- 2 法律専門職等との合同勉強会（事例検討など）
- 3 職員向けの研修開催
- 4 低所得の方向けの助成制度の充実
- 5 在宅療養ガイドブック等と連携した住民向け啓発



出典：豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

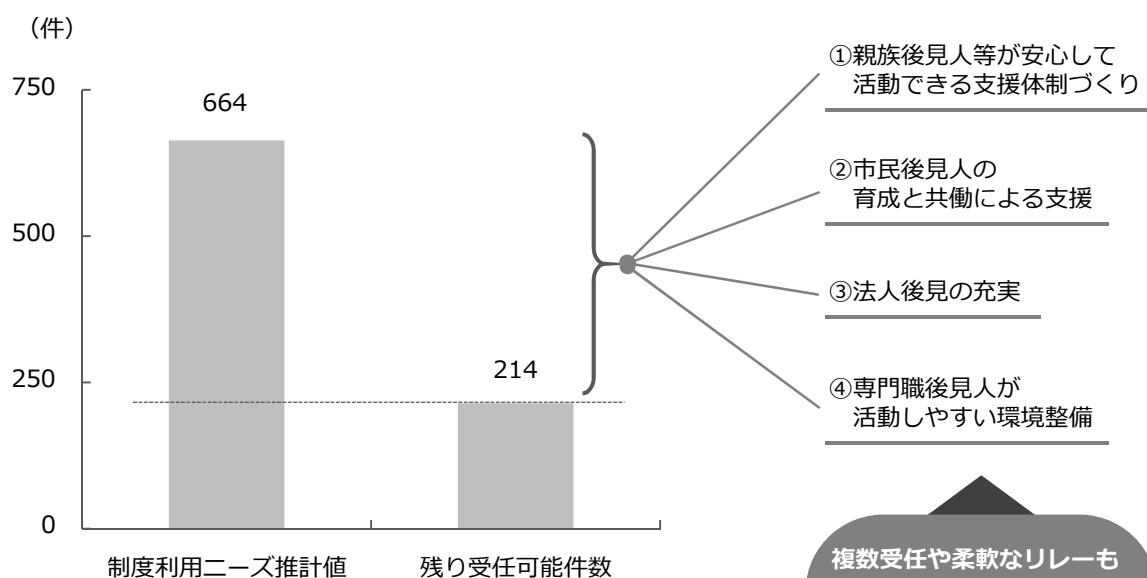
2 成年後見制度や権利擁護支援の活動に携わる人づくり・環境づくり

成年後見制度の利用ニーズと後見人等受任の受け皿とのギャップの大きさや、センターが支援している案件の性質から、多様な主体による「ベストミックス※の形式」を目指す必要があります。

今後、新たに制度利用が必要であると見込まれる約 660 人分の成年後見制度のニーズに対して、専門職が受任可能な件数は約 210 件となっている。

センターが支援している案件を整理すると、課題の大きさや多さから専門職を候補者として申立を行うものもあるが、親族を候補者として申立支援を行う案件もあり、また市民後見人だからこそうまく寄り添っていただけると思われるものもある。

■成年後見制度の新たな利用ニーズと専門職が受任可能な件数の現状



出典：豊田市（2018）「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」

ベストミックスとは・・・

複数の手法を組み合わせることで最も効率的な解決策を得ること。

私たちは「担い手の充実」といった単なる数の確保の視点ではなく、地域社会全体が「チームとよた」として一丸となり、本人の権利擁護支援に関わる人づくりや、その環境整備に取り組む必要があります。

「携わる人」として捉えるべき範囲は、成年後見人だけでなく、地域での見守りや本人を支えるチームの一員として、権利擁護支援に関わる人も含まれる。

3 多機関連携による意思決定支援の充実

センターでは啓発の一環として、エンディングノートを推奨してきましたが、現場の声を踏まえると、意思決定支援についての取組をさらに充実させていく必要があるといえます。

支援者に対するアンケート調査の結果では、「本人にとって成年後見制度の利用が利益になるかどうかわからない」、「本人の意思がわからない」、といった声。

■厚生労働省の各種意思決定支援に関するガイドライン

- ・障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン
- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
- ・身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン



豊田市成年後見支援センター発行の「エンディングノート」

4 その他、権利擁護支援に関する環境の整備

センター設置以降、成年後見制度を利用する方への支援を通じ、本人を取り巻く様々な環境を把握してきました。

現状では、身寄りのない方を中心として、施設入所や病院入院、賃貸住宅契約時において、「身元保証」が求められることもあります。しかし、そこで求められる対応としては、成年後見制度でカバーできるものも多分にあります。

また、成年後見人等や監督人が選任されたものの、その財産管理や身上保護の進め方に不満を感じる本人や家族からの苦情相談も散見されます。

そして、1 件でも心無い不正が生じてしまえば、本人のために前向きな姿勢によって形成された地域社会での支援全体の信頼を一気になくすとともに、皆の協力を踏みにじることになってしまいますので、未然に防ぐ体制の構築と「不正は生じさせない」といった公正で毅然としたメッセージを地域社会に浸透させていく必要もあります。

その他、賃貸住宅での看取りを希望する方の意思をかなえる支援環境づくり、成年後見人が選任されるまでの対応など、超高齢社会への適応として、私たちがこの計画の中で考えていくべき権利擁護支援の課題は、単なる成年後見制度の利用支援に留まりません。



Pick Up

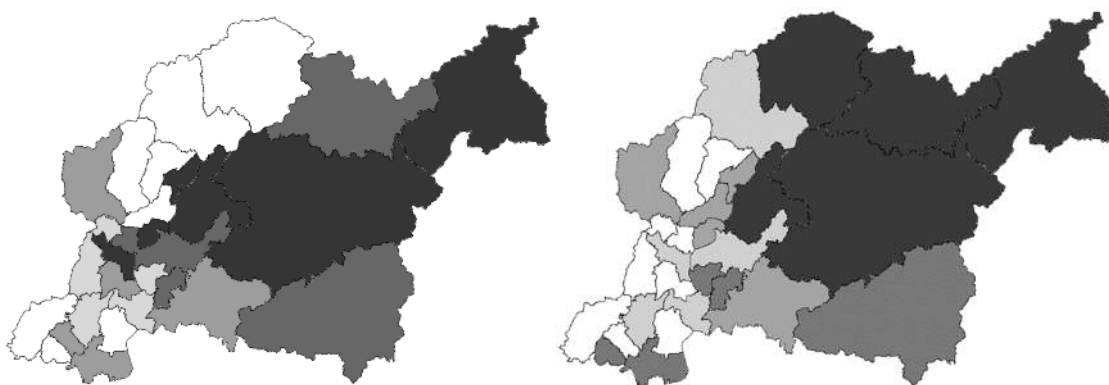
豊田市の「地域特性」と「成年後見制度」

～地域の状況を捉えてみよう～

下の地図を見てみましょう。左の地図は、中学校区の人口数に対する、センターに相談が入った本人数（平成 29 年 7 月の開設から令和元年 9 月まで）の割合を上位 5 地区ずつで色分け（割合が高い地区ほど色を濃く表示）したものです。

一方で、右の地図は、中学校区の人口数に対する、高齢者数の割合（令和元年 10 月時点）を上位から 5 地区ずつで色分け（割合が高い地区ほど色を濃く表示）したものです。

■相談が入った本人数の中学校区別割合（左）と高齢者数の中学校区別割合（右）



左右の地図は必ずしも一致しないことがわかります。つまり、「広報啓発をどう展開するか」「相談が入るようにどうネットワークを構築するか」などを考えるにあたっては、「人口が多い」「高齢化率が高い」などの視点だけではなく、それぞれの地域特性にあったものを検討する必要があるといえます。

また、本人が生活する上で必要な社会資源（例えば、買い物をするお店やかかりつけの病院など）も、広大な市域を有する豊田市では地域ごとに異なりますので、地域特性を加味した支援体制の構築が求められます。

地域共生社会の実現に向け、身近な相談窓口の開設やコミュニティソーシャルワーカーによる支え合いの地域づくりなど、豊田市では地域の実情に合わせた取組を先進的に展開してきました。権利擁護支援が必要な本人の変化を地域の中で気づき、早期の相談・支援につなげられるように、「地域」というキーワードを念頭に置きながら、私たちは取組を進めていく必要があります。

第3章 計画の基本構想

私たちが様々な取組を進めるにあたっては、事前にその方向性について、お互いに確認し合うことが大切です。

第3章では、この計画の言わば心臓や基本的な骨格であり、権利擁護支援の様々な取組を進めていくにあたっての豊田市における考え方や体制を説明します。

▶ 内容

- 1 私たちが目指す「まち」の姿
- 2 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」できること
- 3 取組の体系
- 4 積極的かつ予防的な権利擁護支援を進める体制

1 私たちが目指す「まち」の姿

- この計画は、「豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」を基盤としていしますので、大きな方向性は一致しており、目指すべき姿は同じです。
- ただし、権利擁護支援という目には映らないですが、その分意識を強く持つべき分野を扱いますので、そのようなメッセージを打ち出すため、副題を付けることにしました。
- また、この計画の取組を推進することは、誰一人取り残さない持続可能な社会につながるといえます。そして、SDGs のゴールの一部については、この計画の実行により前進しますので、「まち」全体が権利擁護支援によって変化することも常に意識すべきであると考えます。
- 以上のことから、この計画において、私たちが目指す「まち」の姿を、「安心して自分らしく生きられる 支え合いのまち ～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～」とします。

【目指す「まち」の姿】

安心して 自分らしく生きられる 支え合いのまち ～いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進～



3 すべての人に
健康と福祉を

日常生活から見守り、気づき、支え合うことで地域とつながり、そして必要に応じて成年後見制度を適切に利用することにより、福祉につながることもできる「まち」を目指します。



10 人や国の不平等
をなくそう

権利擁護が図られることで、いつまでも社会の一員であり続けることができ、そして社会とつながり続けることのできる「まち」を目指します。



17 パートナリシップで
目標を達成しよう

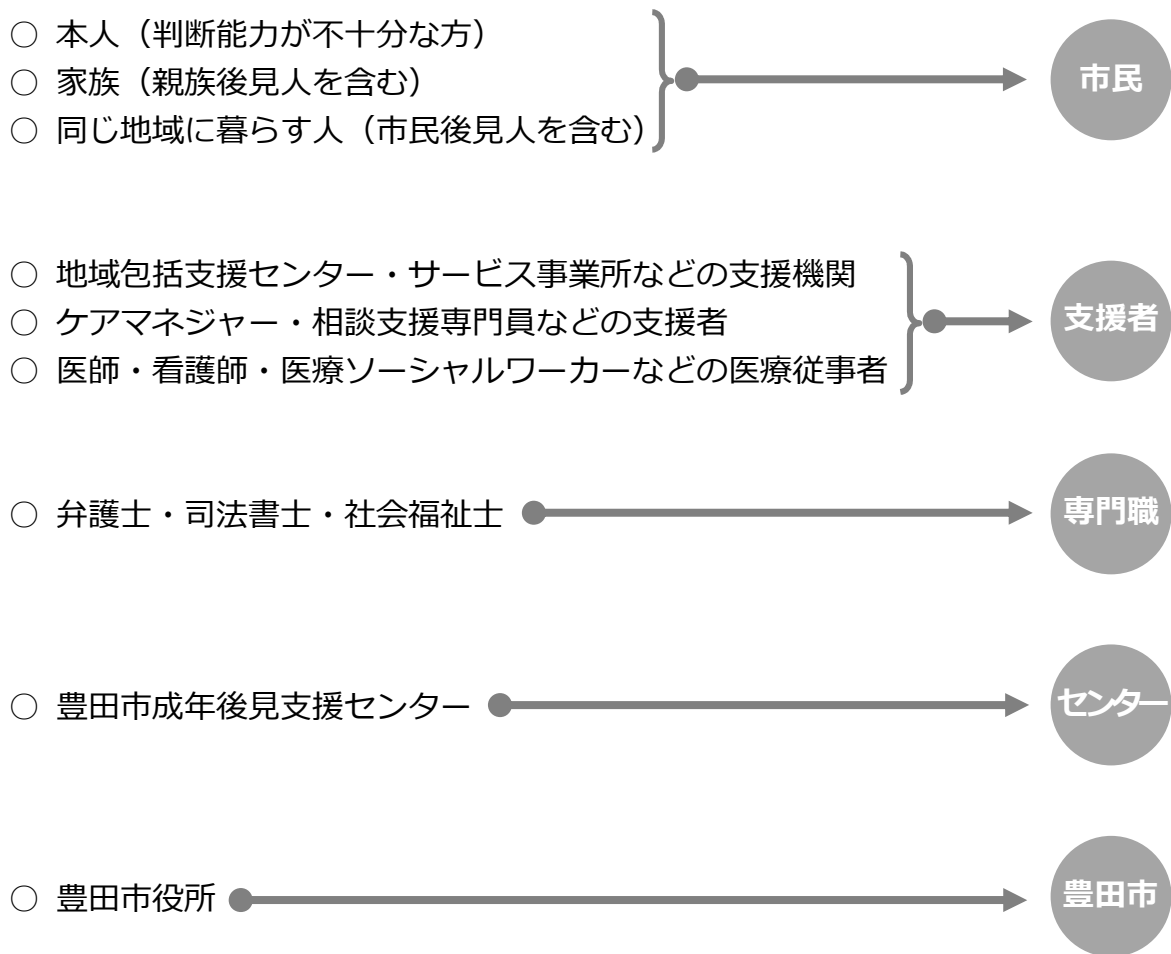
地域社会全体で、私たちは意思を尊重し合い、その意思に基づく生活の実現のために、支え合うことのできる「まち」を目指します。

※上のアイコンは、17 ある SDGs のゴールを示すものです。

2 豊田市で暮らす「私たちだからこそ」できること

- 私たちが目指す「まち」の姿に向けては、私たち同士が連携・協力し合い、各々がその立場だからこそできる役割を果たす必要があります。この計画では、権利擁護支援に関わる様々な立場を、大きく「市民」「支援者」「専門職」「センター」「豊田市」の5つに分類しています。

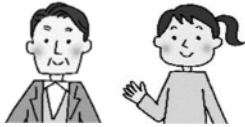
権利擁護支援に関わる様々な立場の分類



「私たちだからこそ」できることとは？

- 当たり前のことから、少し意識して行うことまで、私たちそれぞれの立場だからこそできることがあり、お互いに共有し合って、取組を進めます。

市民



地域の中で権利を擁護し 意思を尊重し合い いつまでも社会に参加し続ける

- 私（本人）は認知症や障がいなどがあっても、意思を有しており、地域とのつながりを引き続き維持しながら、役割を持って社会に参加し、いつまでも意思が尊重される市民の一員であり続けています。
- また、地域では様々な方が暮らし、活動しています。私たちはその様子を見守り、認め合っており、本人の何気ない変化を気に掛けています。
- その変化を踏まえ、家族や支援者の利益のためではなく、地域社会全体で本人の権利を擁護し支え合っています。
- 市民による後見人等の活動はお互いに尊重され、親族後見人は本人と共通の基盤や背景を持つ者として、市民後見人は市民生活の感覚と公的な性格を持つ者として、本人の意思に基づく生活の実現に向け、人生に寄り添う姿勢と自覚を有しています。

支援者



日々の支援から権利擁護の視点を重視し ニーズの把握からチーム支援まで 連携・実践する

- 共通して目指す「まち」の姿の実現に向けて、私たちは日々の支援や診察などの業務や活動等において、利用者や患者の意思の尊重と権利擁護の視点を重視しています。
- 成年後見制度の利用が必要な方に対しては、そのニーズにいち早く気づき、センターに相談し、連携しています。
- 制度の利用開始後も、時にはチームの一員として、時にはチームで行う支援の中心者として多職種連携を実践し、本人が社会の一員であり続けることができるように、後見人等と協力しながら、本人の意思に基づく生活の実現を図っています。

専門職



専門性を活かした支援からフォローアップまで

連携・実践する

- 身近な地域において、市民が抱える生活上の困りごと、特に権利擁護支援が必要となる課題においては法律などの専門性が必要であり、私たちはその解決に向けた知識やノウハウを有する立場であることから、時には後見人等として、時にはチームを後ろから支える役割として多職種連携を実践し、本人の意思に基づく生活の実現を図っています。
- 個別支援への関わりだけでなく、地域連携ネットワークの仕組みづくりにおいても、法律などの専門性を有する主体として参画しています。

センター



中核機関として 多様な主体の参加と協力のもと

権利擁護支援の検討とチームづくりの中心を担う

- 市民や福祉・医療等の支援者、専門職、豊田市などが参画する地域連携ネットワークにおいて、①広報、②相談、③利用促進（受任調整・携わる人づくり・活動の促進）、④後見人支援の機能が十分に発揮されるよう、特に具体的な個別支援の場面において、支援の実践と連携の中心を担っています。
- その際、私たちは社会福祉協議会として長年培ってきた多様な主体の参加と協力の姿勢・経験を十分に活かしています。

豊田市

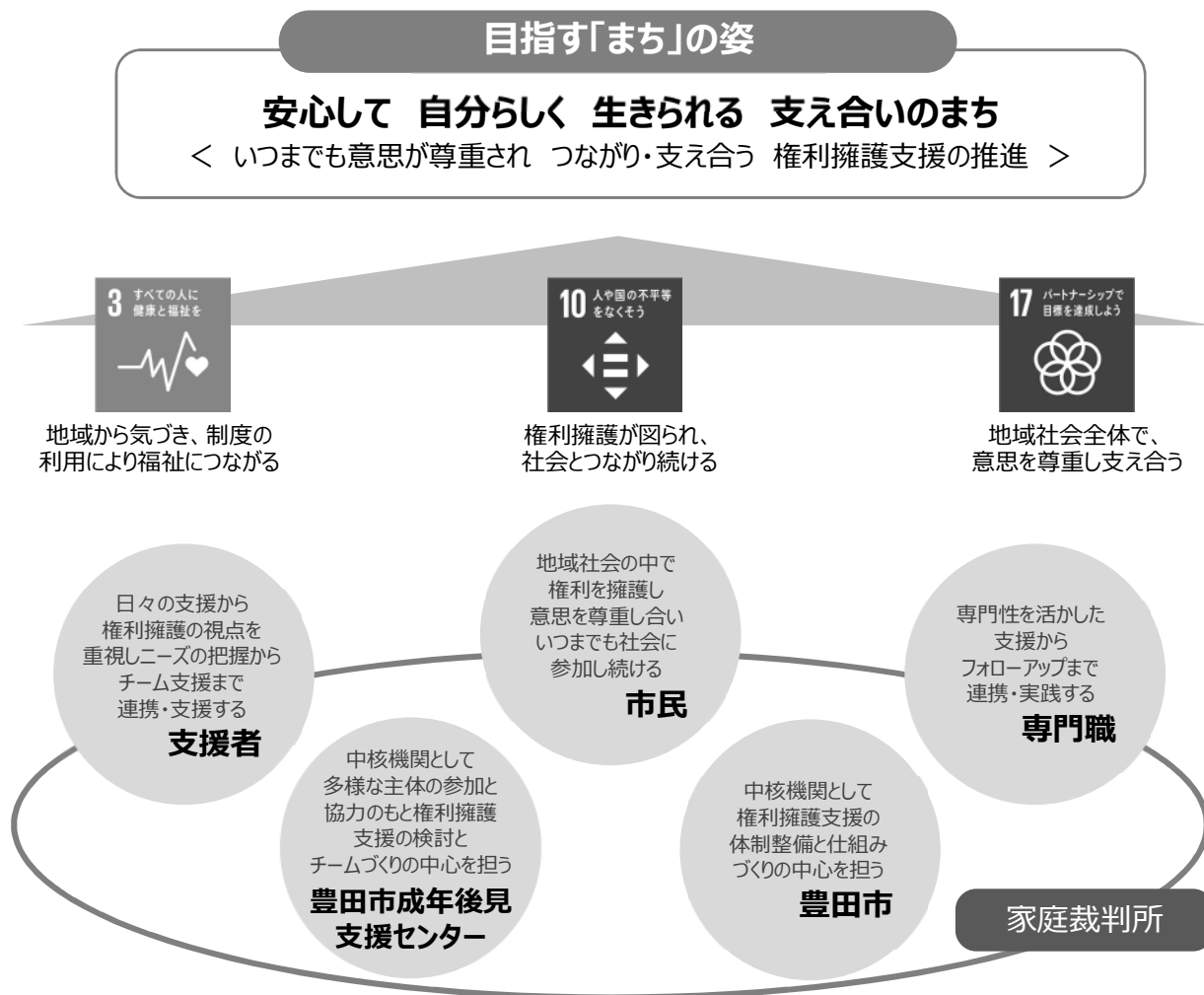


中核機関として 権利擁護支援の体制整備と

仕組みづくりの中心を担う

- 私たちは、地域共生社会の実現に向けて、身近な地域において市民が抱える生活上の困りごとに対し、①我が事として捉え「地域づくり」していく体制、②相談を丸ごと受け止める体制、③多機関が共働して解決を目指す包括的な支援体制を整備しています。
- この総合的な体制の中、計画の策定や評価、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の運営等を通じて、権利擁護支援に積極的に向き合いながら、地域連携ネットワークをコーディネートし、予防的な権利擁護支援も含め、必要な施策等を講じています。
- また、従前より求められている市長申立など保護的な権利擁護支援や、利用支援事業についても、確実に実施しています。

豊田市成年後見制度利用促進計画の基本構想イメージ



3 取組の体系

目指す「まち」の姿（★）

安心して 自分らしく 生きられる 支え合いのまち

< いつまでも意思が尊重され つながり・支え合う 権利擁護支援の推進 >

基本目標（★）

地域の支え合いの仕組みづくり

基本的な考え方（★）	取組の柱（◇）	重点取組（◇）
1 包括的な相談支援体制の充実 ～地域からつながり早期発見・早期支援を可能とする総合相談体制の構築～	(1)成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進	①支援者・専門職向け研修会の開催
	(2)支援者からセンターにつながる仕組みづくり	①成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成
	(3)成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築	—
2 暮らしを支える環境整備 ～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～	(1)本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施	—
	(2)多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり	①とよた市民後見人の育成・共働と寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり
	(3)後見人等支援の充実	①親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施 ②送付先変更に係る手続き事務の簡素化
	(4)意思決定支援を円滑に行う仕組みづくりと普及・啓発の実施	①豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及
	(5)地域で暮らし続ける基盤・環境づくり	①身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備

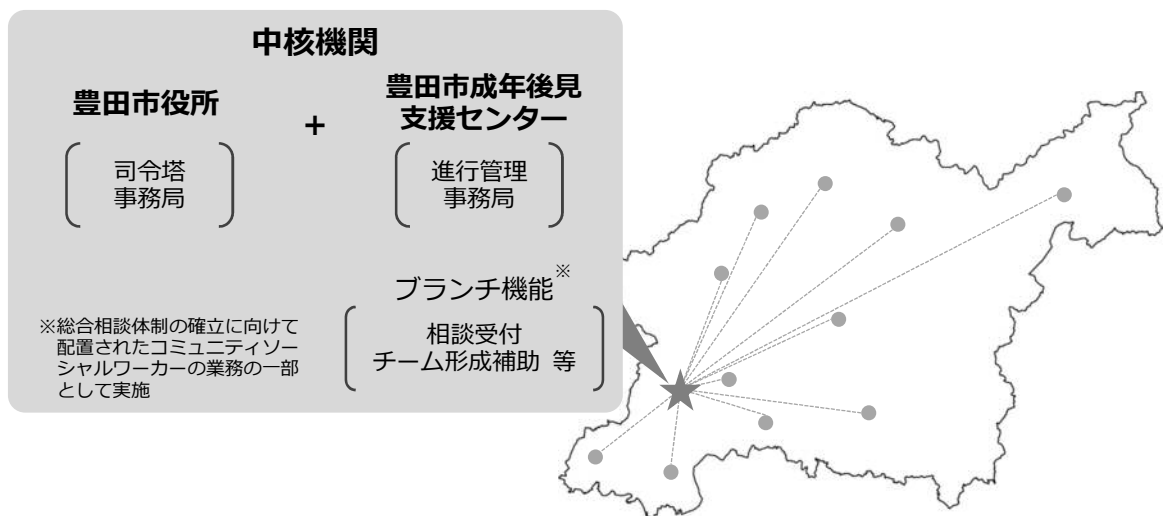
★：「第2次豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」の体系の一部

◇：「豊田市成年後見制度利用促進計画」の独自体系

4 積極的かつ予防的な権利擁護支援を進める体制

(1) 中核機関

- 中核機関は、多様な主体が参画する権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、「①司令塔、②協議会事務局、③進行管理」の3つの役割を担います。
- 政策的な判断・対応を行う豊田市役所と、支援の実践と連携を担うセンターが共働することで、中核機関の役割を果たすことができると考えています。
- よって、豊田市では、豊田市役所とセンターが相互に協力・連携しながら、中核機関となり、権利擁護支援を図ります。



(2) 協議会

① 豊田市成年後見・法福連携推進協議会

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、支援に必要な機能が発揮されるよう、支援者や専門職が組織単位で連携し、地域課題の解決に向けた協議を行います。
- 具体的には、「①センターの運営状況の評価・検討、②成年後見制度の利用促進策の検討・協議、③司法と福祉の連携により解消すべき課題等に関する検討・協議」を進めます。



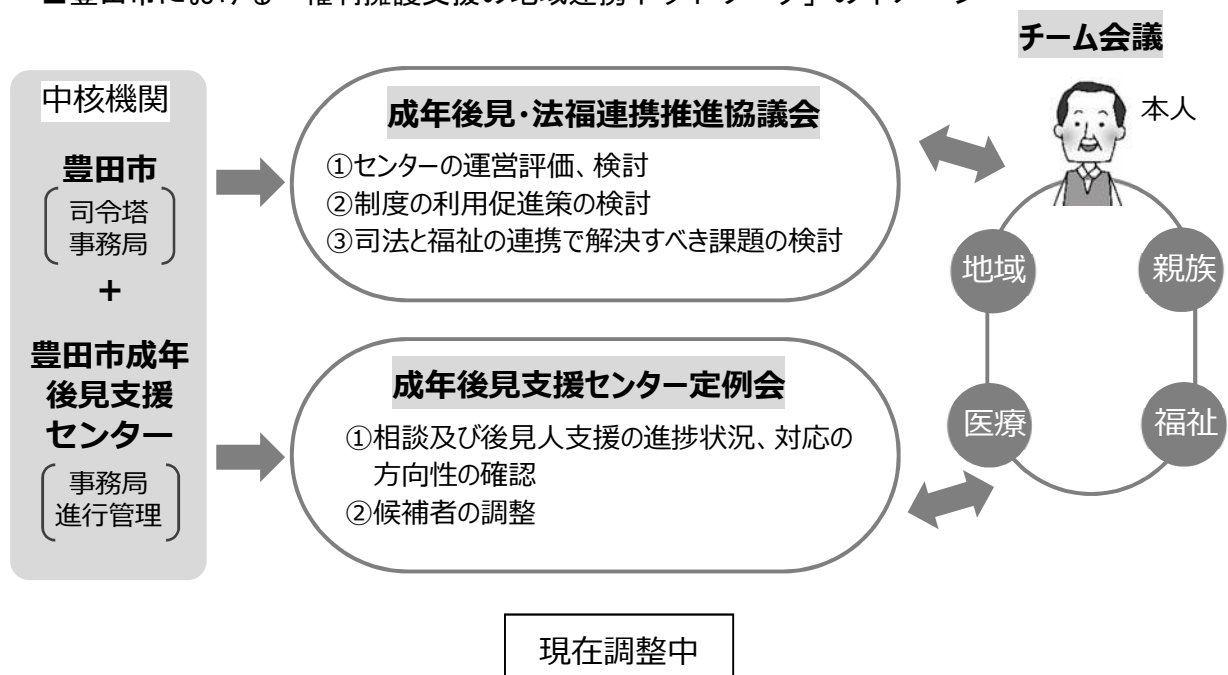
②豊田市成年後見支援センター定例会

- 制度の利用により権利擁護支援が確実に実施されるためには、「①福祉+司法の視点で制度利用が必要かどうか、②誰が申し立て、誰を候補者にするか、③チームが機能しているか」について各場面で確認する必要があります。
- 豊田市では、「①相談及び後見人等支援の進捗状況と対応の方向性の確認、②候補者の調整、③各主体が有する情報の共有」について、センターが中心となって、専門職と市役所とで協議する定例会を月1回開催し、支援を進めます。

(3) チーム

- 豊田市では、本人は単に支援を受ける立場ではなく、支援を受けながらも役割を持って社会に参加し続けることを目指しています。よって、本人の周りを支援のために関係者が囲む「鳥かご形式」のチームではなく、**本人が歩む方向に対し、関係者が肩を組みながら同じ方向に進む「スクラム形式」のチーム**を目指します。
- そのため、本人に身近な家族や、地域の関係者、福祉・医療の支援者、後見人等が「チーム」として関わる体制づくりが必要であり、**センターが候補者を受任調整した事案は「チーム会議」を開催し、チーム形成を促進**します。
- また、後見人からの相談に応じる中で、必要に応じて「チーム会議」として招集したり、支援者が実施するケース会議や地域ケア個別会議に、センターや後見人等が参加するなどして、支援の充実に努めます。

■豊田市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」のイメージ



Pick Up

豊田市成年後見支援センターの設立について

～初心を振り返って、今後の6年間を考えてみる～

豊田市の成年後見支援センターの開設は、平成 29 年 7 月です。

遡ることさらに 3 年ほど前、平成 26～27 年頃から、愛知県内で成年後見支援センターを設置する市町村が増えてきました。

この状況も相まって、豊田市として成年後見制度に関する対応体制をどうしていくのか考えなければならない時期でありました。

また、豊田市社会福祉協議会でも、成年後見支援センターの必要性を感じており、この感覚が現場にあったことが現在につながっています。

平成 27 年の秋から翌年 2 月までの期限付きで、検討が開始されました。高齢福祉施策を所管していた当時の地域福祉課と障がい福祉課の連携体制で、ニーズの把握と必要性の整理、目指すべき姿の構築を進めました。

ニーズの把握や必要性を整理する中では、認知症高齢者数の推移などの数の状況だけでなく、福祉・医療の支援者や専門職との意見交換の中から実情の把握を行いました。また、障がい者の本人・家族会からも御意見を伺いました。

その結果、成年後見制度を地域で暮らし続けるために必要な支援の一つと捉え、相談先の明確化と多様な主体が関与する仕組みづくりを進めるべきだと判断し、高齢者・障がい者の権利擁護に関する一元的な支援体制として「核」となるセンターを設置する方針にしました。そして、別途検討が進められていた「総合相談体制」の中に位置付けることにしました。

これを受けて、有識者との検討会を設置しましたが、検討会には実際に豊田市内で成年後見人として活動している専門職や、成年後見人とともに本人に支援をしている関係者などの実践者に参画していただきました。どんなセンターにしたらよいかを一緒に考え、そしてお互いの文化や考え方を理解しながら、熱心な議論を行っていただきました。

このように、豊田市では現場の声からセンターが生まれており、また多様な関係者によるネットワークがベースにありますので、“これから”もこの姿勢を重要視していくことが求められます。

第4章 具体的な取組・活動を通じた推進

新たな取組を進めることも重要ですし、“これまで”取り組んできたことを、“これから”も着実に実施することも大切です。

第1～3章を振り返りながら、これらの取組・活動について、どんなことをするかだけでなく、なぜ必要かまで考えてみましょう。

第4章では、第3章の基本構想に基づいて進める具体的な取組や活動について、その内容や各主体の関わり方などを説明します。

内容

- 1 包括的な相談支援体制の充実
～地域からつながり早期発見・早期支援を可能とする
総合相談体制の構築～
- 2 暮らしを支える環境整備
～意思の尊重と身上保護を主においた本人と成年後見人等
を取り巻く支援環境の整備～

第4章の見方

目指す姿

- 8つの「取組の柱」ごとに、取組を進めて実現を目指す関係性や状態を掲げています。

機能表示

- 8つの「取組の柱」が、国の基本計画において、地域連携ネットワーク及び中核機関で整備すべき機能である、「①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援」の何を担うのかを示しています。
- なお、豊田市独自で設定しているものについては、「豊田市独自」と表示しています。

(2) 支援者からセンターにつながる仕組みづくり

広報

相談

目指す姿

- 各支援者が対応をしている案件において、権利擁護支援の課題があるのではないかと気づき、総合相談体制の中から豊田市成年後見支援センターに確実につなげることができています。
- 地域から段階的につながる体制が整っていると同時に、相談初期の段階から関係機関間の連携の重要性を認識し、適切な役割分担ができています。

評価指標

指標名	現状値	めざす方向
【地域包括支援センター ^① 及び 障がい者相談支援事業所 ^② 】 成年後見制度に関する相談対応について「センターにつながる」割合	①63.0% ②75.0%	▲
【居宅介護支援事業所 ^③ 及び 指定特定相談支援事業所 ^④ 】 成年後見制度に関する相談対応について「センター又は地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所につながる」割合	③72.0% ④33.0%	▲



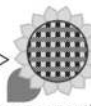
多機関合同事例検討会

評価指標

- 「目指す姿」にどの程度近づいているかを確認するための指標名、現状値、計画最終年に向けてめざす方向を示しています。
- 現状値を把握していない指標は、「―」とし、今後把握していきます。
- めざす方向の「▲」は上昇、「➡」は維持を示しています。

早くフローを整理してほしい。その際、活きた意見をキャッチしたいなら、各窓口の状況を知るべき。

<地域包括支援センター職員>



現在の相談事業を生かせる体制づくりをし、すべてにつなげることでできる場所であってほしいと思います。

<精神障がい者の家族>



私たちの声

- 個別ヒアリング等で得た、8つの「取組の柱」に関する市民や支援者、専門職の声です。

具体的取組

- 取組の性質ごとに3分類し、優先順位やメリハリを付けて推進しています。
 - ★重点取組・・・新規又は拡充を行う取組。達成に向けて、取組指標を掲げます。
 - 基礎取組・・・既に実施している基本的な取組。毎年度実績を確認していきます。
 - ◇懸案事項・・・体制強化に向けて検討を進める事項。計画期間内で方向性を決めます。

具体的取組

★重点

① 成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

【担当課】福祉総合相談課

・支援者において、成年後見制度の利用により権利擁護を図る必要がある方をセンターにつなげることが適切にできるように、判断の目安となる基準を作成し展開します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	内容検討	活用開始	〃	前半3か年の状況を踏まえて再設定		

② 【○基礎】多機関合同事例検討会の実施

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

・認知症初期集中支援チーム⁶・基幹包括支援センター・生活困窮者自立支援機関・コミュニティソーシャルワーカー等と、豊田市成年後見支援センターとの連携強化のため、合同で事例検討会を実施します。

③ 【○基礎】総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談事業所における相談対応

市民 支援者 専門職 センター 豊田市

・各支援機関において、権利擁護支援の1次窓口として、その必要性を意識した相談対応をします。

④ 【◇懸案】消費生活センターとの連携策の検討

・消費者被害等に対する権利擁護を図る視点での連携策を検討します。

⁶ 家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の疑いがある人を、包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを

私たちの関わり方

- P.31～33 で記載した権利擁護支援に関わる5つの主体ごとに、各取組への関わり方の度合いを示しています。

- ***・・・当該取組を進める上で、中心となる主体
- ***・・・当該取組に参画する主体
- ***・・・当該取組が実施されることを理解する主体

基本的な考え方 1

包括的な相談支援体制の充実

～地域からつながり早期発見・早期支援を可能とする
総合相談体制の構築～

(1) 成年後見制度・権利擁護支援に関する理解・啓発の推進

広報

目指す姿

- 成年後見制度を知っている市民が増えています。
- 認知症などにより不安や悩みを抱えたときは、本人だけでなく、身近な人が発見・気づき、相談につながりやすくなっています。
- 成年後見制度や権利擁護支援について、支援者や専門職が継続的に学ぶ環境が整っており、これらに対する必要性や、本人情報シート等のツールなどについての認識が深まっています。

評価指標

指標名	現状値	めざす方向
【一般市民】 成年後見制度の認知度	22.9%	↑



豊田市成年後見支援センター主催の研修

施設に来られる保護者以外も含め、的確な良い情報が届くと良いと思います。

<障がい者支援施設職員>

よりたくさんの事例(メリット&課題)や、チームの支援体制も入れた事例集を作成して頂けるとよいです。

<知的障がい者の家族>

具体的取組

★重点

① 支援者・専門職向け研修会の開催

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】福祉総合相談課、高齢福祉課、障がい福祉課

- ・本人情報シートの活用など必要なテーマを設定し、地域包括支援センター職員やケアマネジャー、相談支援専門員等の支援者、専門職に対して定期的な研修の機会を提供します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	研修実施	〃	〃	前半3か年の状況を踏まえて再設定		

② 【○基礎】 市民向け啓発の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・当事者団体や家族会などからの依頼を通じ、豊田市役所・豊田市成年後見支援センター・専門職の連携により、成年後見制度の必要性や効果、不安に感じることの実情などを含めた事例を用いて、わかりやすい啓発を実施します。
- ・センターだけでなく、中核機関ランチや市民後見人バンク登録者も啓発に参加できるメニューを用意して、更なる醸成を進めます。
- ・センターニュースレターの発信や民生委員児童委員協議会等での施策動向の情報提供など、成年後見制度に関する情報を頻繁に目にする機会を作ります。

③ 【○基礎】 金融機関向け研修会の開催

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・金融機関職員に対して、成年後見制度と豊田市成年後見支援センターの役割の理解を効果的に進めるため、認知症サポーター養成講座と連携した研修を実施します。

(2) 支援者からセンターにつながる仕組みづくり

広報

相談

目指す姿

- 各支援者が対応をしている案件において、権利擁護支援の課題があるのではないかと気づき、総合相談体制の中から豊田市成年後見支援センターに確実につなげることができています。
- 地域から段階的につながる体制が整っていると同時に、相談初期の段階から関係機関間の連携の重要性を認識し、適切な役割分担ができています。

評価指標

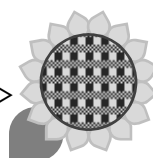
指標名	現状値	めざす方向
【地域包括支援センター^① 及び 障がい者相談支援事業所^②】 成年後見制度に関する相談対応について「センターにつなげる」割合	①63.0% ②75.0%	
【居宅介護支援事業所^③ 及び 指定特定相談支援事業所^④】 成年後見制度に関する相談対応について「センター又は地域包括支援センター・障がい者相談支援事業所につなげる」割合	③72.0% ④33.0%	



多機関合同事例検討会

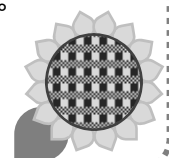
早くフローを整理してほしい。その際、活きた意見をキャッチしたいなら、各窓口の状況を知るべき。

<地域包括支援センター職員>



現在の相談事業を生かせる体制づくりをし、すべてにつなげることのできる場所であってほしいと思います。

<精神障がい者の家族>



具体的取組

★重点

① 成年後見支援センターにつなげるケースの目安の作成

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】福祉総合相談課

- ・支援者において、成年後見制度の利用により権利擁護を図る必要がある方をセンターにつなげることが適切にできるように、判断の目安となる基準を作成し展開します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	内容検討	活用開始	〃	前半3か年の状況を踏まえて再設定		

② 【○基礎】多機関合同事例検討会の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・認知症初期集中支援チーム⁶・基幹包括支援センター・生活困窮者自立支援機関・コミュニティソーシャルワーカー等と、豊田市成年後見支援センターとの連携強化のため、合同で事例検討会を実施します。

③ 【○基礎】総合相談窓口・地域包括支援センター・障がい者相談事業所における相談対応

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・各支援機関において、権利擁護支援の1次窓口として、その必要性を意識した相談対応をします。

④ 【◇懸案】消費生活センターとの連携策の検討

- ・消費者被害等に対する権利擁護を図る視点での連携策を検討します。

⁶ 家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行う専門医と医療職・介護職からなる支援チーム。

(3) 成年後見制度の必要性を専門的に判断できる体制の構築

相談

目指す姿

- 各ケース会議等への出席や専門職の同行による見立て・助言等を通じ、豊田市成年後見支援センターが基点となり、権利擁護支援の方針についての検討や判断が実施されています。
- 本人の判断能力に関する状態変化に応じた適切な時期に、日常生活自立支援事業等から成年後見制度への移行が行われています。

評価指標

指標名	現状値	めざす方向
【センター】 センターで受任調整した案件のうち、事前にセンターがアウトリーチで訪問した又はケース会議に出席した割合	98.6%	➡
【センター（社会福祉協議会）】 日常生活自立支援事業等他事業から移行すべきと判断された案件のうち、実際に成年後見制度の利用に進んだ割合	—	↗

※平成30年4月～令和元年10月の期間で受任調整した73件（途中で本人が死亡したなどを除く）の状況

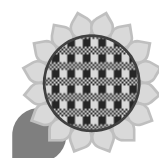
ひとはみんなのために、みんなはひとりのために

市役所や社協の20代・30代の若手職員が生きいき活躍し、中堅・ベテラン職員がそれを支えていく中で、この計画ができました。

そして、地域の現場で汗を流す人たちの、日々の小さな活動の積み重ねによって、この計画は支えられていきます。

豊田に縁のあるすべての人が幸せに暮らせるよう、チーム豊田の一員であることを誇りに、私もがんばります。

<豊田市成年後見支援センターアドバイザー弁護士>



具体的取組

①【○基礎】センターによる相談対応とケース会議の出席

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・成年後見制度の1次窓口として相談対応するとともに、専門職と連携して、各関係機関によるケース会議等に積極的に出席して、2次窓口として制度の必要性の判断を行います。
- ・この際、アウトリーチを重視していきます。



豊田市成年後見支援センターでの相談対応の様子

②【○基礎】日常生活自立支援事業・生活困窮者自立支援事業から移行調整の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の利用者で、判断能力が低下した方を確実に制度利用に結び付け、権利擁護を図ります。また、移行調整の仕組みを整備します。

③【◇懸案】高齢者・障がい者虐待における専門的判断の仕組みづくり

- ・高齢者や障がい者虐待ケースについて、進捗や対応の方向性の確認を行うとともに、専門的な助言も得られるスクリーニングの仕組みを検討します。

基本的な考え方 2

暮らしを支える環境整備

～意思の尊重と身上保護を主に置いた本人と
成年後見人等を取り巻く支援環境の整備～

(1) 本人の意向・状況を踏まえた申立支援と候補者調整の実施

利用促進

目指す姿

- 本人や家族の状況や状態に合わせて、申立に係る必要な支援が実施されることで、申立者にとって手続きが行いやすい環境が整っています。
- 本人にまつわる福祉・医療・地域等の情報が豊田市成年後見支援センターに集まるとともに、本人の状況や状態を踏まえて、多職種による視点で、本人にとって適切な後見人等候補者が検討できています。
- 身寄りがいない場合や家族に頼ることができない場合でも、成年後見制度が必要であれば利用できるように、市長申立が確実に実施されています。

評価指標

指標名	現状値	めざす方向
【センター】 「実際に選任された後見人等」と「受任調整会議で検討した結果」の合致割合	100%※	➡

※平成 30 年 4 月～令和元年 10 月の期間で受任調整した 73 件（途中で本人が死亡したなどを除く）の状況

制度をスムーズに利用できる仕組みづくりを。手続きの手順を簡単に。

<知的障がい者の家族>

後見制度や他の制度も含め、私たちは、幅広い知識をもち自己研鑽をし、正確な情報を利用者に伝え、選択していただくことが使命です。

<地域包括支援センター職員>

具体的取組

①【〇基礎】多職種による受任調整会議の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・ 豊田市成年後見支援センター定例会において、豊田市役所・センター・専門職による「受任調整会議」を実施し、本人の状況や状態を踏まえて、親族後見人以外の受任が適当だと思われる場合は、候補者を検討して申立を実施します。
- ・ また、後見人等の交代や複数選任などについても必要性を踏まえて検討します。
- ・ 家庭裁判所との意見交換等を通じて、必要に応じて候補者調整のガイドラインを見直します。



豊田市成年後見支援センター定例会

②【〇基礎】センターによる申立支援の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・ 成年後見制度の利用が必要である本人や家族に対し、申立書類・診断書書式・本人情報シートのセットを配付するとともに、必要に応じて書き方の助言や診断書作成のための支援などを実施します。

③【〇基礎】市長申立の実施と円滑な実施体制の整備

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・ 成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身寄りがいない場合や親族を頼ることができない場合は、老人福祉法等の規定に基づき、市長申立を実施します。
- ・ 市長が申立を行うかどうかの検討方法を整理したマニュアル整備や役割分担など、実施体制についても整備を行います。

(2) 多様な主体が権利擁護支援に携わることのできる環境づくり

利用促進

目指す姿

- 市民後見人に関する取組は、地域共生社会の実現に向けた施策であるとの位置付けとし、市民と共働で取り組み、地域全体で権利擁護支援の体制が充実しています。
- 低所得な方でも成年後見制度を利用しやすい環境となっています。
- 社会福祉法人や企業など様々な立場が参画し、「まち」全体での権利擁護の取組となっています。

評価指標

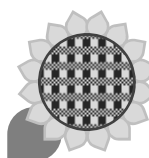
指標名	現状値	めざす方向
【センター】 市民後見人バンク登録者のうち、市民後見人として受任している人数の割合	—	



とよた市民後見人育成講座

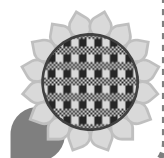
今、私が夫の後見人となっていますが、私ができなくなった場合は公的機関にお願いしたいです。

<認知症高齢者の家族>



制度を利用したくても利用できない人、理由もたくさんあると思います。報酬の高さなど。

<精神障がい者の家族>



具体的取組

★重点

① とよた市民後見人の育成・共働と

寄付等を活用した市民の権利擁護支援活動を支える仕組みづくり

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】福祉総合相談課

- ・後見人等となることを希望する市民に対し、必要な知識等を習得するための講座を実施するとともに、専門職とセンターによるバックアップ体制を確立し、市民後見人と共働による権利擁護支援を進めます。
- ・また、市民後見活動に対する関係者の理解も深めていきます。
- ・市民による権利擁護支援活動を「まち」全体で支えるため、寄付などにより、企業等も権利擁護の支援に参加する仕組みを創設します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標		現在調整中		← 前半3か年の状況を踏まえて再設定 →		

② 【〇基礎】法人後見・日常生活自立支援事業等の効果的な実施体制の確立

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・法人後見では社会福祉協議会の強みを活かして、身上保護の重視や地域との関わりなど意識した支援を進めます。
- ・法人後見については、透明性や公平性を担保するため、受任調整会議を経て候補者になるとともに、受任件数の実績や人員体制などの運営情報については、多くの市民にも確認していただけるようにホームページ上などで公開していきます。
- ・また、得られた法人後見報酬は、市民の権利擁護支援活動を支える仕組みに充て、地域社会全体での体制づくりへの寄与を図ります。
- ・法人後見・日常生活自立支援事業・生活支援員派遣事業等の実施においては、センター・社協原課と社協支所・窓口（中核機関ブランチ）とが連携しながら、支援体制の充実を図ります。

③【○基礎】利用支援事業（申立費用・報酬助成制度）の実施と必要に応じた見直し

市民

支援者

専門職

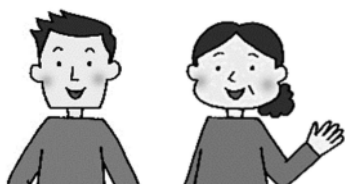
センター

豊田市

- ・低所得な方でも成年後見制度が利用できるように、助成制度を実施します。
- ・また、専門職に対して制度内容の周知も進めます。
- ・市民後見人の仕組みと合わせた改正等、今後必要に応じて制度の見直しを実施します。

④【◇懸案】新たな後見活動の担い手確保に向けた課題整理と対応策の検討

- ・後見活動は様々な要素が関連しますので、様々な職種の専門性を活用できる可能性があります。社会福祉法人などの職員等が担い手として参画する仕組みについて検討します。



Pick Up

とよた市民後見人

～市民が後見人等として地域で活躍するまちを目指して～

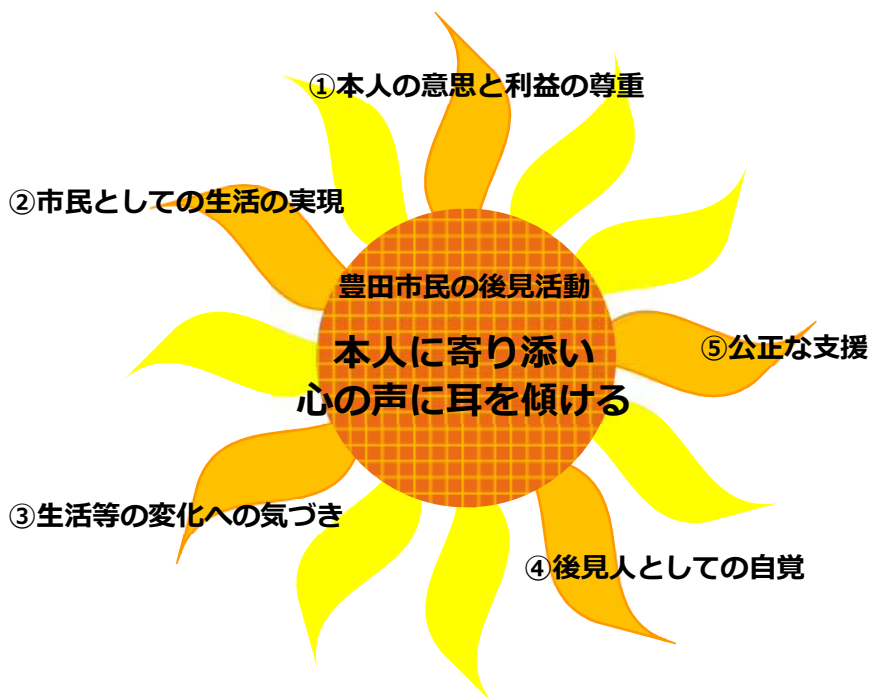
豊田市では、地域共生社会を目指して市民とともに創り上げる施策として、「とよた市民後見人の育成・共働」に取り組んでいます。

とよた市民後見人とは？

「とよた市民後見人育成講座」を修了し、家庭裁判所から後見人等としての選任を受けた市民のことです。本人だけでは難しい手続きや各種支払いを行うほか、権利擁護支援の視点を持った地域の支援者としても活躍します。

活動の理念としては、豊田市の花であるひまわりになぞらえ、「本人に寄り添い、心の声に耳を傾ける」こととしています。

■豊田市における「市民による後見活動」の理念と5つの視点



<受講者の声>

みんなの普段の暮らしの幸せのために、
後見人として役に立てたら、私も幸せだと思います。



(3) 後見人等支援の充実

後見人支援

目指す姿

- 本人・後見人等が気軽に相談でき、連携して支援できるチームが作られ、不正がなく安心して生活できる体制が整っています。
- 親族後見人や市民後見人においては、日常的な活動の中で疑問が生じる時、専門的な対応が必要な時、各種報告書・手続きに関する書類作成を行う時など様々な場面で、豊田市成年後見支援センターと専門職を中心としたフォローアップが受けられています。
- 専門職後見人においても、それぞれの専門分野以外で生じる課題に対しては、孤立することなく、センターのコーディネートを通じたチームでの支援の再調整がされています。

評価指標

指標名	現状値	めざす方向
【センター】 センターで受任調整した案件に対し、後見人等確定後のチーム会議を実施した割合	100%※	➡

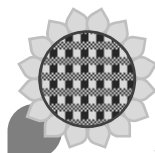
※平成 30 年 4 月～令和元年 10 月の期間で受任調整した 73 件（途中で本人が死亡したなどを除く）の状況



専門職による相談会

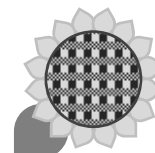
届出がもれると本人への大きな不利益となるので、ぜひ対応をお願いしたい。

<市内の司法書士>



本人視点を忘れない。

<認知症対応型
グループホーム管理者>



具体的取組

★重点

① 親族後見人・市民後見人向け専門職相談会の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】福祉総合相談課

- ・親族後見人や市民後見人が、判断に迷う場合や専門的な対応が必要な際に、適切な助言が受けられるように、専門職と連携して相談会を実施します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	試行実施を踏まえた本格開催	定期開催	〃	前半3か年の状況を踏まえて再設定		

★重点

② 送付先変更に係る手続き事務の簡素化

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】福祉部関係各課

- ・後見人等に生じる時間的負担の解消に向け、本人に送付される郵便物を後見人等宛に送付するように変更する際の手続き事務の簡素化を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	課題整理	対応策の検討	実施	前半3か年の状況を踏まえて再設定		

③ 【○基礎】 成年後見支援センターによる後見人等からの相談対応と支援の実施

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・親族後見人や専門職後見人からの相談、市民後見人の日常的な活動支援などに応じ、アドバイスの実施や適切な助言者へのコーディネート、必要に応じたチーム会議の開催などを通じて、後見人等支援を実施します。

- 判断能力が不十分になっても、日々の生活や人生において、自らの意思による選択ができるように、本人を中心とした支援が実施されています。
- 法定後見制度のみならず、自己決定権の尊重の観点や将来に向けた準備の視点から、任意後見制度やエンディングノートなどについても、市民に浸透しています。

具体的取組

★重点

① 豊田市版意思決定支援ポイント集の作成と普及

市民

支援者

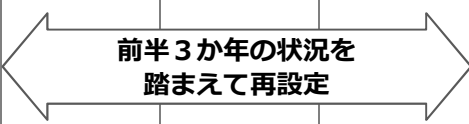
専門職

センター

豊田市

【担当課】地域包括ケア企画課、福祉総合相談課

- ・厚生労働省が発出している各種意思決定支援のガイドラインを踏まえ、豊田市在宅医療・福祉連携推進会議⁷の意思決定支援ワーキンググループに豊田市成年後見支援センターも参画しながら、豊田市における支援者が意思決定支援を行う際に配慮するポイントを整理します。
- ・ポイント集作成後は、研修や出前講座等を通じて、啓発を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	ポイント集の普及 市民啓発策の検討	合同研修・意見交換会	〃			

② 【〇基礎】エンディングノートの活用による普及と内容の充実

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・意思決定支援の重要性や、将来に向けた準備の中から成年後見制度の理解を深めるため、判断能力が不十分になったときや死後などの将来に備えてあらかじめ自身の希望を書き留めておく「エンディングノート」を活用した啓発を実施します。

⁷ 豊田市の医療・福祉関係者で構成される会議で、本市の在宅療養の推進に必要な施策等の検討を行う組織。

(5) 地域で暮らし続ける基盤・環境づくり

豊田市独自

目指す姿

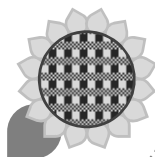
- 成年後見制度を利用するかしないかに関わらず、地域で暮らし続けるための基盤となる取組が拡充しています。
- 成年後見制度は、身近な地域で暮らし続けるための手段・支援策の一つであるため、関連する居住支援の取組や狭間の支援といったその他手段・支援策についても充実しています。

評価指標

※この計画に関する取組だけが要因とならないので、この柱については設定しません。

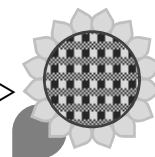
近所の人に見守られながら、本人のできないことを手助けしてくれる支援があれば安心です。

<精神障がい者の家族>



認知症や障がいがあっても安心して尊厳ある生活が送れる豊田市を目指す。

<地域包括支援センター職員>



具体的取組

★重点

① 身寄りのない市民等が安心して入所・入院できる環境整備

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

【担当課】福祉部関係各課

- ・身寄りのない市民等が入所・入院する際に生じる身元保証や医療同意について、施設や病院等との共通理解を進めます。
- ・任意後見制度や委任契約⁸、死後事務委任契約⁹、相続財産管理人¹⁰制度などの組合せを想定しつつ、身元保証支援の公的な仕組みについて検討を進めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
取組指標	実態調査	課題整理	対応策の検討	前半3か年の状況を踏まえて再設定		

② 【○基礎】 本人等が地域で暮らすために必要な取組の充実

市民

支援者

専門職

センター

豊田市

- ・本人を含むすべての方が安心して地域で暮らし続けるために、「豊田市地域福祉計画・豊田市地域福祉活動計画」や「豊田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「豊田市障がい者ライフサポートプラン（障がい者計画・障がい福祉計画）」、「豊田市在宅医療・福祉連携推進計画」に位置付けられた取組を推進します。

③ 【◇懸案】 居住支援に関する取組との連携策の検討

- ・身寄りのない本人が保証人を得られないときなどに対しても入居が可能となる環境づくりや、賃貸住宅に暮らす本人が自宅での看取りを希望したときにおいても、意思が尊重されるような支援体制を構築するため、居住支援との連携策を検討します。

⁸ 当事者が法律行為をすることを委任し、受任者がこれを受託して実施する契約。

⁹ 委任契約の一種であり、当事者が第三者（個人、法人を含む。）に対し、亡くなった後の諸手続、葬儀、納骨、埋葬に関する事務等についての代理権を付与して、死後の事務を委任する契約。

¹⁰ 相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）に、申立てにより家庭裁判所が選任した相続財産の管理人のこと。相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させる。

Pick Up

本人情報シート

～本人にまつわる情報を本人のために伝えていく～

本人情報シートは、日頃から本人を支えている福祉の支援者が、本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝えるための書式です。また、家庭裁判所において、本人の判断能力と後見人等選定の検討資料としても活用されます。

ケアマネジャーや相談支援専門員、施設・病院の相談員、地域包括支援センター職員、成年後見支援センター職員、市のケースワーカーなどが既存のチームで得ている情報を整理し、本人情報シートを通じて医師や家庭裁判所に伝えることで、診断や審判が適切に行われることにつながります。

本人の状況・状態の変化に応じた適切な支援の実現が図られますので、豊田市では福祉の支援者に対して、作成の協力を仰いでいます。

また、豊田加茂医師会の協力のもと、診断書の書式改訂と合わせて、すべての医師に周知していただいたことで、シートの活用について着実に定着してきています。

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審判のために提出していただくことを想定しています。
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい項目がある場合は、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 年 月 日

本人氏名: _____	作成者氏名: _____ 印
生年月日: 年 月 日	職業(資格): _____
	連絡先: _____
	本人との関係: _____

1 本人の生活場所について
☐ 自宅（自宅での福祉サービスの利用 ☐ あり ☐ なし）
☐ 施設・病院
 → 施設・病院の名称 _____
 住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について
☐ 介護認定（認定日: 年 月）
☐ 要支援（1・2） ☐ 要介護（1・2・3・4・5）
☐ 非該当
☐ 障害支援区分（認定日: 年 月）
☐ 区分（1・2・3・4・5・6） ☐ 非該当
☐ 療育手帳・療育の手帳など（手帳の名称 _____）（判定: _____）
☐ 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について
 (1) 身体機能・生活機能について
☐ 支援の必要はない ☐ 一部について支援が必要 ☐ 全体的に支援が必要
 （今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について
 目によって変動することがあるか: ☐ あり ☐ なし
 （※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。）
 エの項目は複数にありえます。
 ア 日常的な行為に関する意思の伝達について
☐ 意思を他者に伝達できる ☐ 伝達できない場合がある
☐ ほどんど伝達できない ☐ できない
 イ 日常的な行為に関する理解について
☐ 理解できる ☐ 理解できない場合がある
☐ ほどんど理解できない ☐ 理解できない
 ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐ 記憶できる ☐ 記憶していない場合がある
☐ ほどんど記憶できない ☐ 記憶できない

1/2

本人情報シート様式

エ 本人が家族等を認識できているかについて
☐ 正しく認識している ☐ 認識できていないところがある
☐ ほどんど認識できていない ☐ 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支援となる精神・行動障害について
☐ 支援となる行動はない ☐ 支援となる行動はほとんどない
☐ 支援となる行動がときどきある ☐ 支援となる行動がある
 （精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等）

(4) 社会・地域との交流頻度について
☐ 週1回以上 ☐ 月1回以上 ☐ 月1回未満

(5) 日常の意思決定について
☐ できる ☐ 特別な場合を除いてできる ☐ 日常的に困難 ☐ できない

(6) 金銭の管理について
☐ 本人が管理している ☐ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☐ 親族又は第三者が管理している
 （支援（管理）を受けている場合には、その内容・支援者（管理者）の氏名等）

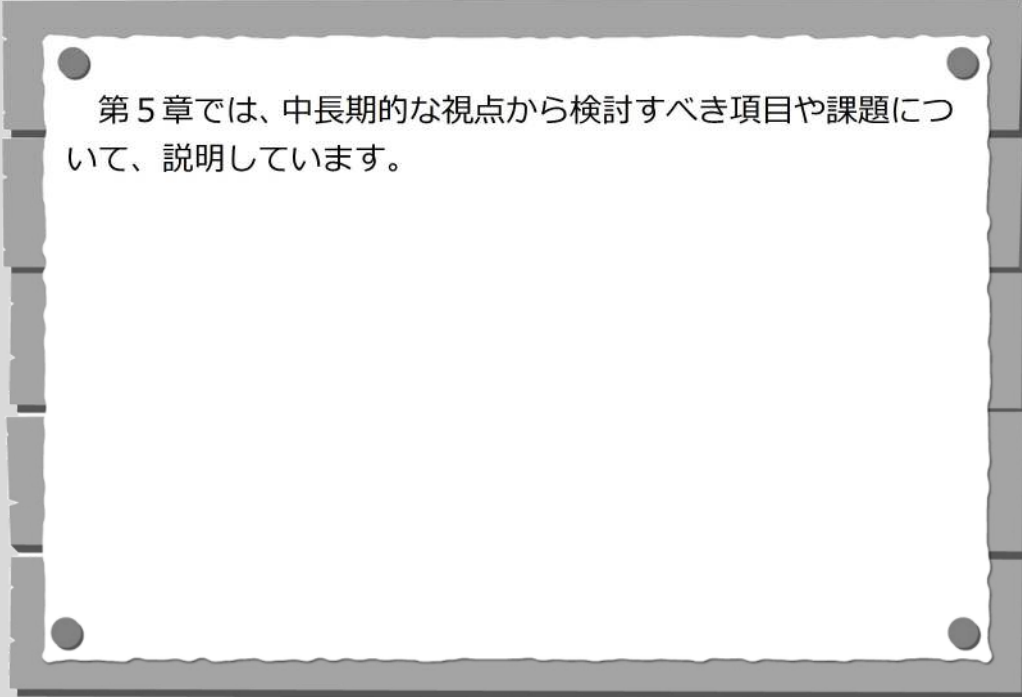
4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
 （※ 課題については、親に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。）

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☐ 申立てをすることを説明しており、知っている。
☐ 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
☐ その他 _____
 （上記チェックボックスを選択した理由や背景（事情等））

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
 （※御意見があれば記載してください。）

2/2

第 5 章　さらなる体制の充実・強化に向けて



第 5 章では、中長期的な視点から検討すべき項目や課題について、説明しています。

広報機能について

任意後見制度の推進

- 任意後見制度は、十分に判断できるうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活に関する事務をお願いしておく制度です。
- 自らの意思の尊重や実現の観点、また、この計画の姿勢である予防的かつ積極的な権利擁護支援にもつながりますので、任意後見制度を推進していく取組が今後必要になると考えられます。

自らの立場から同様の立場の方に伝える「(仮) 後見サポーター」の発掘・育成

- 成年後見制度の説明はセンターで実施しています。一方で、例えば親亡き後を心配する保護者であれば、実際に親族後見人をしたことのある方の経験談、サービス提供事業者であれば、実際に利用者の支援で成年後見制度を進めた際のノウハウなどを伝えた方がより理解しやすく、我が事として捉えられます。
- 各々の立場から、成年後見制度の重要性や権利擁護支援の大切さを伝えることのできる「(仮) 後見サポーター」の発掘・育成が今後必要になると考えられます。

相談機能について

「(仮) サブアドバイザー」制度の導入による専門性の強化と地域の専門職の育成

- 現在、豊田市成年後見支援センターではアドバイザー制度を設け、様々な場面で専門職による支援を受ける体制を整えています。
- 今後、さらなるニーズの高まりに対し、アドバイザーだけでは対応できなくなることと想定されますので、「(仮) サブアドバイザー」を導入し、センター支援の強化を図ることも今後必要になると考えられます。
- また、センターに密に関わる専門職が複数になることで、正・副アドバイザー同士でのノウハウの共有や経験の蓄積も期待でき、地域の専門職の育成にもつながると考えられます。

利用促進機能について

チーム内での情報共有の仕組みづくり

- 本人の意思決定支援を進めるには、チーム員それぞれが持つ情報を適切に共有することが重要です。ケース会議等での効率化も視野に、チーム内での情報共有をICT技術などにより行う仕組みづくりが今後必要になると考えられます。

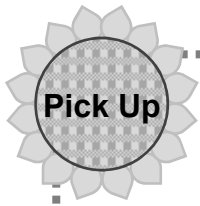
後見人支援機能について

中核機関の「(仮) 中和機能（意思決定支援のスーパーバイズ機能）」の検討

- 本人の意思とチームの支援方針が異なる場合、後見人等は両者の間に挟まれて迷うこともあります。中核機関は後見人等の立場を深く理解することができるとともに、支援者の立場も理解できますので、チーム会議の開催等を通じ、専門職との連携も踏まえ、意思の実現と最善の利益について客観的・俯瞰的に整理を行う「(仮) 中和機能（意思決定支援のスーパーバイズ機能）」の検討が今後必要になると考えられます。

専門職団体との連携による後見人等に対する苦情対応

- 本人や家族から後見人等に対する苦情への対応も必要となります。現在は、後見人等支援の一環として相談を受け付けていますが、今後は、例えば第三者委員会設置や、専門職団体での対応につなぐ仕組みづくりなど後見人等に対する苦情対応も今後必要になると考えられます。



Pick Up

豊田市成年後見支援センターの1日

～中核機関としての奮闘の日々と権利擁護支援への想い～

現在作業中

第 6 章 計画の管理体制

第 6 章では、この計画の推進にあたっての、進行管理や評価体制について説明しています。

▶ 内容

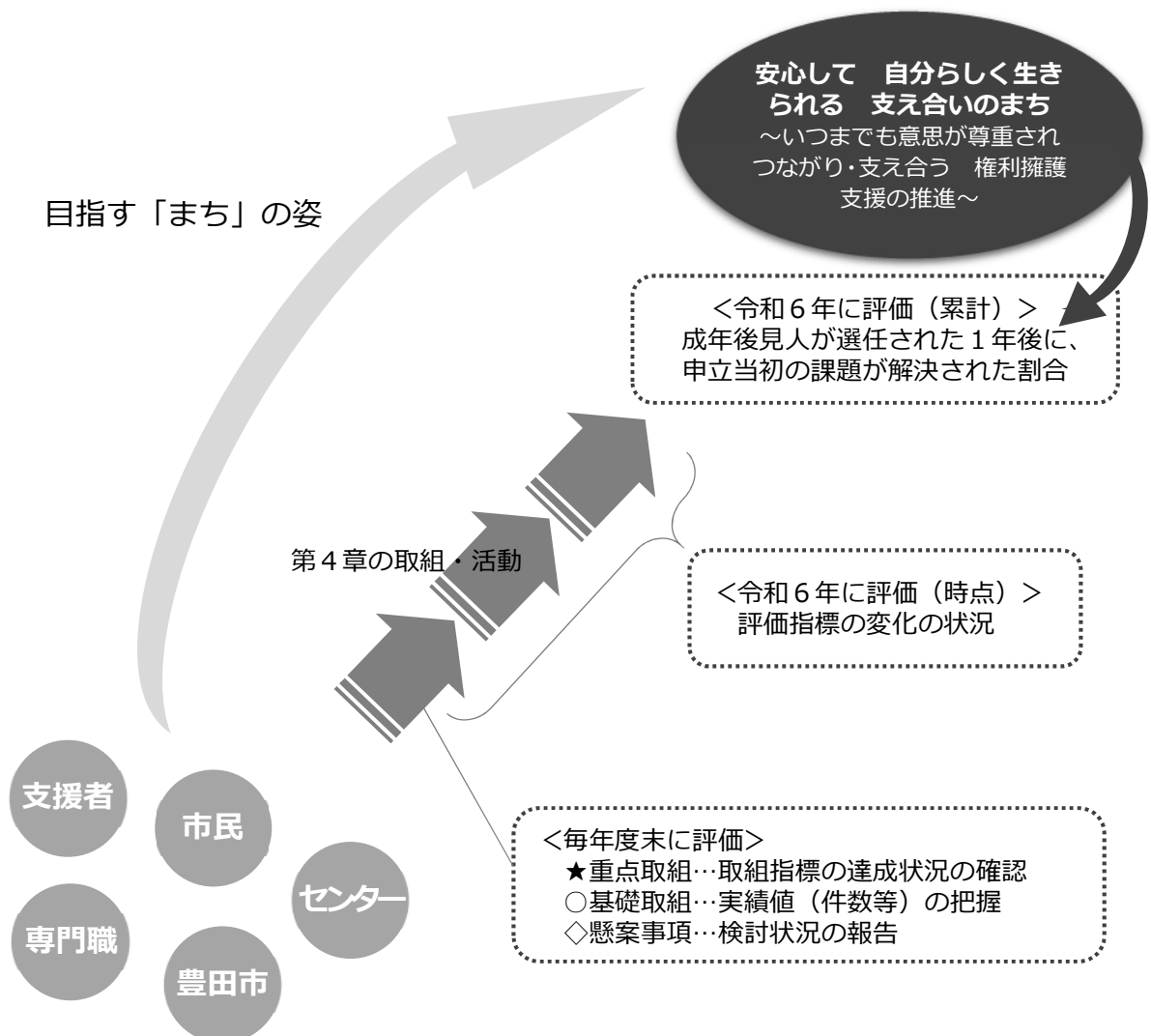
- 1 計画の進行管理
- 2 計画の評価体制

1 計画の進行管理

- 「重点取組」については、毎年度の取組指標を掲げており、その進捗状況を確認していきます。
- 「基礎取組」については、毎年度末に実績値を確認し、実績管理を行います。
- 「懸案事項」については、検討状況を「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」に報告して、方向性を確認しながら進めていきます。

2 計画の評価体制

- 計画全体の評価については、「豊田市成年後見・法福連携推進協議会」において、取組内容や成果を確認し、評価を行います。
- 市民目線、専門的視点からの進捗状況の評価した上で、取組のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じた見直しなどを行います。



むすびに

豊田市長 太田 稔彦

現在作業中

豊田市社会福祉協議会 会長 柿島 喜重

現在作業中

資料編

資料編では、策定の経過や統計データ、策定の検討を行った会議体等について、まとめています。

▶ 内容

- 1 策定の経過
- 2 調査等の概要
- 3 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱
- 4 豊田市成年後見支援センター定例会運営要領
- 5 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱
- 6 統計情報

1 策定の経過

年月	実施事項
平成 30 年 3 月 16 日	平成 29 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 3 回会議 ＜議事＞ 豊田市における計画の策定方針について報告
平成 30 年 6 月 29 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 1 回会議 ＜議事＞ 現状と課題について協議 アンケート・ヒアリングの調査設計の協議
平成 30 年 7 月～9 月	福祉及び医療の支援者向けアンケートの実施
平成 30 年 8 月 16 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 2 回会議 ＜議事＞ 市民後見人の育成方針（素案）について協議 意思決定支援に関する取組の方向性について報告
平成 30 年 9 月	地域福祉に関する市民、自治区長、民生委員・児童委員アンケートの実施 （一部に成年後見制度に関する設問）
平成 30 年 9 月～1 月	専門職向けアンケートの実施
平成 30 年 11 月 9 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 3 回会議 ＜議事＞ 計画骨子及び取り組むべき課題について協議
平成 30 年 11 月 26 日	豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会、豊田市地域福祉活動計画 策定委員会に対して、進捗状況を報告
平成 31 年 1 月 31 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 4 回会議 ＜議事＞ 市民後見人の育成方法・報酬について協議 診断書・本人情報シートに関する情報提供
平成 31 年 3 月 27 日	平成 30 年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 5 回会議 ＜議事＞ 計画の理念（案）・施策体系（案）について協議
令和元年 6 月 21 日	令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 1 回会議 ＜議事＞ 計画の基本構想（案）・取組（案）について協議
令和元年 7 月 22 日	豊田市社会福祉審議会・障がい者専門分科会に対して、第 2 次豊田市地 域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせて進捗状況を報告
令和元年 7 月 23 日	豊田市社会福祉審議会・地域福祉専門分科会、豊田市地域福祉活動計画 策定委員会に対して、進捗状況を報告
令和元年 7 月～12 月	個別ヒアリングの実施
令和元年 8 月 9 日	豊田市社会福祉審議会・高齢者専門分科会に対して、第 2 次豊田市地 域福祉計画・地域福祉活動計画と合わせて進捗状況を報告
令和元年 11 月 8 日	令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 2 回会議 ＜議事＞ 計画（素案）について協議
令和元年 11 月～12 月	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月●日	令和元年度 豊田市成年後見・法福連携推進協議会 第 3 回会議 ＜議事＞ 計画最終案について協議

2 調査等の概要

(1) アンケート調査

■ 市民・地域の関係者

調査客体	対象数	調査方法	実施期間	回収率
一般市民	4,000	地域福祉計画のアンケート内で実施 (郵送送付・回答)	平成 30 年 9/10～10/1	42.7%
自治区長	301			90.4%
民生委員	597			85.1%

■ 福祉及び医療の支援者

調査客体	対象数	調査方法	実施期間	回収率
地域包括支援センター	27	メール送付・回答	平成 30 年 9/18～10/5	100.0%
居宅介護支援事業所	74	郵送送付・回答		64.9%
障がい者相談支援事業所 地域活動支援センター I 型	13	メール送付・回答	平成 30 年 9/26～10/15	92.3%
指定特定相談支援事業所	9	メール送付・回答	平成 30 年 10/5～10/22	66.7%
生活困窮自立支援機関	1	直接配布・回答	平成 30 年 9/18～10/5	100.0%
社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業)	1	直接配布・回答		100.0%
社会福祉協議会 (生活支援員派遣事業)	1	直接配布・回答		100.0%
医療ソーシャルワーカー	26	直接配布・回答	平成 30 年 7/13～8/10	84.6%

■ 専門職

調査客体	対象数	調査方法	実施期間	回収率
弁護士（市内・近隣）	121	郵送送付・回答	平成 30 年 9/18～10/5	41.3%
司法書士（市内・近隣）	49		平成 30 年 10/11～10/31	34.7%
社会福祉士（市内・近隣）	26		平成 31 年 1/15～1/31	69.2%

(2) 個別ヒアリング

現在作業中

(3) パブリックコメント

現在作業中

3 豊田市成年後見・法福連携推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市成年後見・法福連携推進協議会の設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、豊田市成年後見・法福連携推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- (1) 豊田市成年後見支援センターの運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法第29号。）に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

(組織)

第4条 推進協議会は、常任委員7人をもって組織する。

(委員)

第5条 推進協議会の常任委員は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者等の権利擁護等を取り巻く課題に関し、以下の優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 愛知県弁護士会に属する者
- (2) 愛知県司法書士会に属する者
- (3) 愛知県社会福祉士会に属する者
- (4) 豊田加茂医師会に属する者
- (5) 医療相談員である者
- (6) 豊田市基幹包括支援センターに属する者
- (7) 豊田市地域自立支援協議会に属する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第6条 推進協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、その任期は委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(オブザーバー)

第7条 会長は、司法及び成年後見制度に関し、以下の優れた識見を有する者を推進協議会の議題により招集することができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 名古屋家庭裁判所に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者

(推進協議会の開催)

第8条 推進協議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、会長が選任されていない場合は、市長が招集する。

- 2 推進協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 推進協議会の議事で議決を要するものは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びオブザーバー以外の者を推進協議会に出席させることができる。

(推進協議会の公開)

第9条 推進協議会は、公開するものとする。

(部会の設置)

第10条 推進協議会は、具体的解決策の検討等を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び解散、部会員の構成及び任期並びに部会において所掌する事項は、推進協議会にて決めるものとする。
- 3 部会員は、所掌する事項に関し特に優れた識見を有する者を、推進協議会会長の推薦を得て、市長が委嘱する。
- 4 部会長は、部会員の互選により定め、会務を総理し、部会を代表する。

- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名された部会員が、その職務を代理する。

(報償)

第11条 別表第1に掲げる委員及びオブザーバーには、同表に定める額の報償費を支払う。また、第8条第4項により出席した者については、事務局がその者と協議の上、報償費を支払う。

- 2 部会員に対する報償費については、市長が別途定めるものとする。

(事務局)

第12条 推進協議会の事務局を福祉部福祉総合相談課に置く。

- 2 部会の事務局を豊田市成年後見支援センターに置く。

- 3 推進協議会及び部会の運営については、中核機関である豊田市及び豊田市成年後見支援センターの相互協力のもと実施するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

(施行期日)

- 2 この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

別表第1 (第11条関係)

豊田市成年後見・法福連携推進協議会の委員及びオブザーバーの報償費

委員及びオブザーバー	日額
愛知県弁護士会に属する者	19,700円
愛知県司法書士会に属する者	
豊田加茂医師会に属する者	
愛知県社会福祉士会に属する者	8,000円
医療相談員である者	
豊田市地域自立支援協議会に属する者	
他自治体設置の中核機関又は成年後見等実施機関に属する者	

豊田市成年後見・法福連携推進協議会 委員名簿（令和２年３月末現在）

委員名	所属等
○杉本 みさ紀	愛知県弁護士会
前田 裕之	愛知県司法書士会
近藤 孝	愛知県社会福祉士会
加藤 真二	豊田加茂医師会
杉村 龍也	J A 愛知厚生連 豊田厚生病院
川合 保之	豊田市基幹包括支援センター
阪田 征彦	豊田市地域自立支援協議会

○会長

事務局

豊田市 福祉部 福祉総合相談課

豊田市成年後見支援センター（豊田市社会福祉協議会）

オブザーバー

名古屋家庭裁判所 岡崎支部

4 豊田市成年後見支援センター定例会運営要領

(目 的)

第1条 本要領は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下、「法」という。）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下、「国基本計画」という。）の趣旨に基づき、豊田市成年後見支援センター（以下、「センター」という。）が実施する定例会の運営についてのルールを定めるものである。

(構 成)

第2条 定例会は、以下の構成員をもって組織する。

- ・ 豊田市 福祉部 福祉総合相談課職員（中核機関）
- ・ センター職員（中核機関）
- ・ センター3専門職アドバイザー（弁護士・司法書士・社会福祉士）

(実施内容)

第3条 定例会において、実施する内容は以下のとおりとする。

(1) 相談・申立支援の対応状況の確認

センターが受け付けた相談又は申立支援を行う原則すべての案件について、進捗確認や申立人の調整など対応方針の検討を行うことで、円滑かつ適切な権利擁護を図る。

(2) 候補者調整の実施

別添1に基づき、本人の状況等に応じた成年後見人等が選任できるように、その候補者の調整を行う。

(3) 後見人支援の対応状況の確認

後見人支援を行う原則すべての案件について、別添2に基づくチーム会議の開催状況などの進捗確認や対応方針の検討協議を行うことで、後見人等の適切な後見等活動を支援する。

(4) センター実績前月分の報告

定例会開催月の前月の実績を構成員にて共有する。なお、この報告をもって、「豊田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書」に規定される定期報告がなされたものとする。

(5) その他、各機関が有する情報等の交換、意見交換の実施

(開 催)

第4条 定例会は、センター長が第2条に規定する構成員を招集し開催する。なお、成立条件として、福祉総合相談課職員及びセンター職員の参加は必須とし、3専門職アドバイザーについては2名以上の出席があれば成立するものとするが、欠席し

たアドバイザーについてもセンターから報告を行い、検討協議を行ったものについては追認を求めることとする。

- 2 センター長は、必要に応じ家庭裁判所にオブザーバーとしての同席を求めることとする。なお、オブザーバーは決定権を有さず、第3条（2）の候補者調整には同席しない。
- 3 センター長は、福祉総合相談課に事前の承認を得た上で、第2条に規定される構成員以外の者の定例会への出席を許可することができる。なお、これにより出席する者は決定権を有さない。また、出席する者は当日に出席者記録簿に記名し、センターはこの参加状況を保管しておくものとする。
- 4 定例会は、概ね1か月ごとに実施するものとするが、開催日時や場所については定めず随時調整を行う。
- 5 第3条に規定される実施内容において急を要するものについては、定例会の開催を待たず、第2条に規定される構成員に対しセンターが稟議を行うことで、会の開催を経たものと同様に扱うことができる。
- 6 個人情報の取り扱いについては十分な注意を図り、福祉総合相談課職員及びセンター職員以外の参加者は、使用した資料のうち個人情報の記載のあるものを全て返却するものとする。

（事務局）

第5条 定例会の事務局は、センターとする。

（内規の改正）

第6条 本要領で定める内容について、改正する必要がある場合は定例会の構成員の合議で決めるものとする。

（その他）

第7条 本内容で定める内容のほか、必要な事項は豊田市福祉部福祉総合相談課とセンターで協議して決めることとする。

附 則

本要領は、平成30年4月1日より施行する。

候補者調整の運用等について

1 対象とする案件

センターが相談を受け付け、申立に移行する案件（市長申立案件を含む）のうち、本人の希望や状況等を踏まえ、第三者後見人の選任が適当と想定される全ての案件。ただし、急を要する案件については、この限りでない。

2 候補者調整の基本的な運用方法

- （1）センターは、様式第 1 号で定める豊田市成年後見支援センター支援シートを作成する。
- （2）定例会において、別表第 1 の基準を参考に構成員の合議にて、本人の希望や状況等を鑑み適当と想定される職種等を選定する。
- （3）センターは、（2）により法律専門職又は福祉専門職が妥当と判断された場合、以下の流れに沿って具体的な候補者の推薦を得るものとする。
 - ①弁護士が妥当だと判断された場合
アドバイザー弁護士の助言を踏まえ、市内若しくは近隣市町の弁護士に内諾を得た上で、豊田市と愛知県弁護士会とで締結した「豊田市における成年後見人等候補者の受任調整等の協力に関する覚書」の第 2 条に基づき、愛知県弁護士会所属の弁護士に内諾を得て、候補者とする。
 - ②司法書士が妥当だと判断された場合
アドバイザー司法書士の助言を踏まえ、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部所属の司法書士に内諾を得て、候補者とする。
 - ③社会福祉士が妥当だと判断された場合
アドバイザー社会福祉士の助言を踏まえ、一般社団法人愛知県社会福祉士会愛知ぱあとなあセンター所属の社会福祉士に内諾を得て、候補者とする。
- （4）センターは、（2）～（3）の協議内容について、様式第 2 号で定める候補者調整結果シートに記録するとともに、法人を候補者として申立する場合は、記録を参考用紙として申立書に添付する。

別表第1（第3条、別添1関係）候補者調整の基準

法律的支援の視点	福祉的支援の視点	法人後見の必要性
1 債務整理、法的係争の可能性がある 2 不動産の売却や相続手続きなどの支援が必要 3 法的な問題は特にない	1 支援の枠組みが不十分であり、福祉関係者のネットワークが出来ていない 2 すでに支援体制が整備されており、今後も継続して福祉的な支援が必要	1 頻回な支援、訪問が求められる 2 報酬が見込めない 3 センターが申立支援を行っている 4 利益相反にならない 5 センター以外の受け手がない
1 →弁護士が候補 2 →弁護士、司法書士が候補 3 →法律専門職以外も候補	1 →福祉専門職が候補 2 →福祉専門職以外でも候補	1～5 →法人が候補 1～5 いずれにもあてはまらない →法人以外も候補

チーム会議について

1 趣 旨

成年後見人等が選任された後、できるだけ早期の段階でセンターが相談対応時から蓄積している情報を成年後見人等と共有するとともに、合わせて各支援機関の役割分担や課題の確認、対応の方向性を検討し、適切に支援を受けられる体制（チーム）を構築する。

2 対象とする案件

センターが相談対応と申立支援を実施した案件のうち、成年後見制度を利用するもの。なお、後見人等から相談を受け、後見人支援を実施する必要がある場合も同様の対応を行うものとする。

3 チーム会議の基本的な運用方法

就任時報告の期限である成年後見人等が選任されてから 1 か月以内に開催するものとし、センターは本人に関係性のある支援者又は支援機関（以下、「支援者」という。）を招集し、情報共有や対応方針の協議を行う。

ただし、本人や成年後見人等、支援者等の状況を鑑み、センター長が会議形式での開催が不適と判断した場合は、支援者等の情報を収集し、個別にセンターが訪問して情報提供を行うなどの対応でも差し支えない。

5 豊田市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症、知的障がい及び精神障がいにより判断能力が十分でない者の権利擁護のために、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度の利用について、費用を負担することが困難である者に対し、豊田市がその費用を助成するうえで必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 審判請求費用の助成の対象者は、審判請求を行った者（以下、「申立人」という。）のうち、第2項各号のいずれかに該当する者とする。

2 後見人等報酬費用の助成の対象者は、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された者（以下「被後見人等」という。）のうち、原則として豊田市に住民登録され、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付等を受けている者
- (3) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発第474号）で規定する要件に該当する者
- (4) その他市長が認める者

(審判請求費用等の助成)

第3条 助成対象費用は、審判の請求に要する費用及び後見人等と成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人（以下「後見監督人等」という。）の報酬の全部又は一部とする。

2 審判請求費用の助成については、被後見人等が原則として豊田市に住民登録され、かつ前条第2項各号のいずれかに該当する者であること。また、後見人等が付されなかった場合は、助成を行わないこととする。

3 被後見人等の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹が後見人等又は後見監督人等となっている場合には、報酬についての助成を行わないこととする。

4 助成の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合において、当該被後見人等の相続人及び相続財産管理人から報酬の全部又は一部を受領することができないときは、報酬を付与するとされた後見人等と後見監督人等を助成の対象とする。

(助成額の範囲)

第4条 審判の請求に要する費用は、これに要した費用に相当する額とする。

2 後見人等と後見監督人等の報酬に対する助成は、家庭裁判所が報酬額として審判した金額とする。ただし、報酬助成金額は、後見人等又は後見監督人等一人あたり、厚生労働省の定める社会福祉施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円（家庭裁判所が審判した対象期間の始期及び終期の属する月については、当該月の日数の半数以上が報酬対象期間に算入される場合に限り1月とみなす。）を限度とする。

（審判請求費用の助成方法）

第5条 審判請求費用の助成を受けようとする者は、様式第1号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成に関する可否を決定し、様式第2号により申立人に通知するものとする。

（後見人等報酬費用の助成方法）

第6条 後見人等と後見監督人等の報酬の助成を受けようとする者は、様式第3号に必要書類を添付し市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、助成に関する可否を決定し、様式第4号により申請者に通知するものとする。

（審判請求費用等の支払）

第7条 第5条及び前条の規定により、助成の決定を受けた者は、様式第5号により、審判請求費用等をすみやかに市長に請求するものとする。

2 市長は、請求があった日から30日以内に審判請求費用等を前項の請求を行った者が指定する金融機関の口座に支払うものとする。

（後見人等の報告義務）

第8条 後見人等報酬費用の助成を受けている者の後見人等及び後見監督人等は、被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、様式第6号により速やかに市長に報告しなければならない。

（後見人等報酬費用の返還）

第9条 市長は、不正な手段により報酬費用の助成を受けた後見人等及び後見監督人等があるときは、その後見人等及び後見監督人等から助成した報酬費用を返還させることができる。

（後見人等報酬費用助成の中止）

第10条 市長は、後見人等報酬費用助成の対象者が第2条に規定する要件を満たさなくなった場合は、助成金の受給資格を中止する。（豊田市が介護保険法（平成9

年法律第123号)の規定により保険者となっている場合、その他法令等の規定により援護を行っている場合を除く)

(情報の取り扱い)

第11条 市長は、申立人及び被後見人等又は後見人等の同意を得たうえで、被後見人等に必要な支援を行うことを目的として、本事業に係る情報を豊田市成年後見支援センターに提供できるものとする。

(委任)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

6 統計情報

現在作業中

豊田市成年後見制度利用促進計画

令和2年3月 発行予定

発行／豊田市・豊田市社会福祉協議会

編集／豊田市 福祉部 福祉総合相談課・豊田市成年後見支援センター

印刷／〇〇〇

- この冊子は、「ユニバーサル市役所とよたガイドライン」に沿って作成しています。